

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月22日

【会社名】 株式会社ベストワンドットコム

【英訳名】 Bestone.Com Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 澤田 秀太

【本店の所在の場所】 東京都新宿区富久町16番6号西倉L Kビル2階

【電話番号】 03-5312-6247

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長兼経営企画部長 小川 隆生

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区富久町16番6号西倉L Kビル2階

【電話番号】 03-5312-6247

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長兼経営企画部長 小川 隆生

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	263,287,500円
売出金額	
（引受人の買取引受による売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	140,420,000円
（オーバーアロットメントによる売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	67,319,000円

（注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	75,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年3月22日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成30年4月9日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売  
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受によ  
る売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、16,300株を上限として、S M B C日興証券株式会  
社が当社株主である有限会社秀インター（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し  
（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメン  
トによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメン  
トによる売出し等について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ  
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参  
照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【募集の方法】

平成30年4月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成30年4月9日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	75,000	263,287,500	142,485,000
計（総発行株式）	75,000	263,287,500	142,485,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成30年3月22日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年4月17日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,130円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は309,750,000円となります。

## 3 【募集の条件】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による募集】

該当事項はありません。

## 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年4月18日(水) 至 平成30年4月23日(月)	未定 (注) 4	平成30年4月24日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年4月9日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年4月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年4月9日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年4月17日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成30年4月17日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年4月25日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込みに先立ち、平成30年4月10日から平成30年4月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

## 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区宇田川町20番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	-	75,000	-

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成30年4月9日に決定する予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成30年4月17日）に元引受契約を締結する予定であります。  
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
284,970,000	6,000,000	278,970,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,130円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額278,970千円については、以下に充当する予定であります。

## 採用に伴う人件費

当社グループにとって、多くのお客様のニーズに応えるため、提案経験豊富なスタッフによるメールや電話対応の他、船会社等との企画・交渉を行う人員の確保は持続的な事業成長のためには不可欠であるため、採用に伴う人件費として55,000千円（平成31年7月期：30,000千円、平成32年7月期：25,000千円）

## ブランド認知度の向上のための広告宣伝費

当社グループの提供するサービスの利用拡大と、継続的な企業価値の向上を実現していくには、当社グループの知名度の向上、信頼性及び信用力の向上が重要な課題であるためリスティング広告(注1)等の強化に伴う広告宣伝費として33,000千円（平成31年7月期：18,000千円、平成32年7月期：15,000千円）

## チャータークルーズの催行に係る費用

当社は、取扱い船会社やツアーのラインナップ数を大きな競合差別化要因としておりますが、広く一般旅行者に同様の認知を得るためにはさらに強みを磨く必要があり、商品ラインナップの充実を図るために、自社で船会社よりチャータークルーズの催行（注2）に係る費用として190,970千円（平成31年7月期：90,970千円、平成32年7月期：100,000千円）

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（注1）検索サービスの利用者がキーワードを入力すると、そのキーワードに関連した広告を検索結果のページに表示すること。

（注2）一定期間船会社よりクルーズ客船を貸切り、自社企画旅行を催行する事を言います。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年4月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	34,000	140,420,000	茨城県水戸市 米山 実香 9,000株 東京都渋谷区松濤一丁目7番26号 有限会社秀インター 9,000株 Ardmore Park, Singapore 諸藤 周平 9,000株 東京都渋谷区 澤田 秀太 7,000株
計(総売出株式)	-	34,000	140,420,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、16,300株を上限として、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,130円）で算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 4月18日(水) 至 平成30年 4月23日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年4月17日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。



## 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	16,300	67,319,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	16,300	67,319,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(4,130円)で算出した見込額であります。

## 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

## (1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 4月18日(水) 至 平成30年 4月23日(月)	100	未定 (注) 1	S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 の 本 店 及 び 全 国 各 支 店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 の 販 売 方 針 は、 前 記 「 第 1 募 集 要 項 3 募 集 の 条 件 （ 2 ） ブ ッ ク ビ ル デ ィ ン グ 方 式 」 の （ 注 ） 7 に 記 載 し た 販 売 方 針 と 同 様 で あ り ま す。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、16,300株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成30年5月23日行使期限として付与される予定であります。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成30年5月23日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年4月17日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からS M B C日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、当社株主であるS M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合及びみずほ成長支援投資事業有限責任組合は、S M B C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成30年7月23日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

貸株人かつ売出人である有限会社秀インター、売出人である澤田秀太、米山実香及び諸藤周平、当社役員かつ当社新株予約権者である小川隆生及び野本洋平、当社新株予約権者である原あすか、田邊浩司及び田淵竜太は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年10月21日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年10月21日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください

### 第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。

- (2) 背表紙に当社のオリジナルキャラクター「ベストワンちゃん」



を記載いたします。

- (3) 表紙の次に「1．事業の概況」～「4．業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1. 事業の概況

### クルーズ旅行・船旅を通じて 全てのお客様に初めての感動体験を Life Change Experience クルーズをもっと身近に もっと手軽に

若い旅行者や、まだクルーズに乗船したことが無い人に向けて、  
気軽に安心してクルーズ旅行に行くための環境づくりを行い  
新しい旅行スタイルを経験するきっかけを提供していきたいと考えています。

当社グループは、当社（株式会社ベストワンドットコム）及び当社の連結子会社1社（株式会社ファイブスタークルーズ）によって構成されております。当社グループは、クルーズ旅行に特化したオンライン旅行会社として、主に個人顧客をターゲットに、海外・国内クルーズの乗船券やパッケージ旅行の販売を行っています。

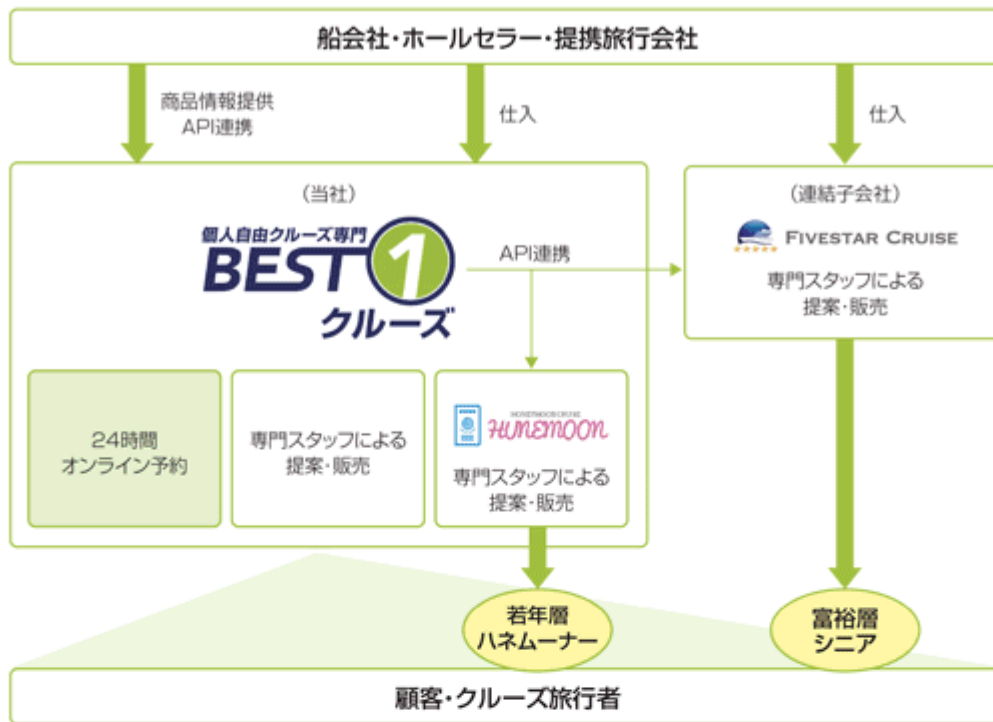
また、顧客のニーズに応えるべく、クルーズ旅行に必要な航空券、ホテル、送迎、オプションツアーなど様々な旅行商品を提供しております。

## 2. 事業の内容

### ■当社の主要サービス

	<h4>ベストワンクルーズ</h4> <p>クルーズ乗船券とパッケージツアーをオンラインで検索・予約可能な専門サイトです。乗船券、自社企画商品に加えて、提携旅行会社のツアーも予約可能で、取り扱いコース数は17,101コースを誇ります。</p>
<h4>フネムーン(ハネムーンクルーズ専門サイト)</h4>  <p>ベストワンクルーズとは別サイトとしてマーケティングを行い、当初クルーズを検討していなかったハネムーンナーへアプローチしています。</p>	<h4>ファイブスタークルーズ(子会社)</h4>  <p>高級船を専門に取扱う旅行会社です。高級船、カジュアル船のスイートに特化したラインナップで、富裕層、シニアに向けた販売を行っています。</p>

## ■事業系統図



## ■当社グループの特徴

### 1. インターネット販売

当社グループでは、国内を含む世界中のクルーズ乗船券やパッケージ旅行を、当社WEBサイトへの掲載、WEBサイトへの集客によって販売しており、店舗を運営しておりません。

販売チャンネルをインターネットに限定し、お客様とのやり取りについては、メール及び電話を主な手段とすることで店舗運営にかかる固定費等のコスト削減を図っております。



## 2. オンライン予約対応

当社グループでは、専門スタッフによるお客様のサポートに加え、24時間対応のオンライン予約を強化しており、クルーズ乗船券やパッケージ旅行の空室料金照会と予約が24時間いつでも可能です<sup>(注)</sup>。

空室や料金の問い合わせを行い、その回答を以て検討を始める、という従来の検討行動では、営業時間や連絡手段、場所による制約がありましたが、オンラインでの空室料金照会と予約受付は、曜日や時間を問わず検討、予約したいというお客様のニーズに対応しております。

(注) 一部、船会社により対応していないコースがあります。

## 3. 多様な商品ラインナップ

当社グループでは、複数の船会社とのAPI連携<sup>(注)</sup>により、当社WEBサイトへのコース掲載自動化を強化しております。従来のコース登録に必要とした作業時間削減と、当社WEBサイトへのリアルタイムな空室状況及び料金の反映が実現しています。

この自動登録により、API連携によるコース登録数は3,709コース（平成30年2月28日時点）、API連携を含む当社WEBサイトへのコース登録総数は17,101コース（平成30年2月28日時点）となり、お客様が検索できる商品の拡充を図っております。

また、当社グループでは、クルーズ乗船券（手配旅行）の取扱いにより、価格帯や期間などのお客様の多様なニーズへの対応が可能であり、パッケージツアー（募集企画型旅行）が主体の他社との差別化を図っております。

船会社とのAPI契約（平成30年2月28日時点）

提携船会社	掲載コース数
MSCクルーズ（イタリア）	984
ロイヤルカリビアンインターナショナル（アメリカ）	896
セレブリティクルーズ（アメリカ）	522
コスタクルーズ（イタリア）	377
カーニバルクルーズ（アメリカ）	298
ノルウェージャンクルーズライン（アメリカ）	274
アザマラクルーズ（アメリカ）	256
ブルマントゥールクルーズ（スペイン）	99
セレスティアルクルーズ（ギリシャ）	3
合計	3,709



(注) API連携とは、Application Programming Interfaceの略で、ソフトウェアコンポーネントが互いにやり取りするのに使用するインターフェースのこと。具体的には船会社各社が持つ予約システムの機能や情報を当社WEBサイトで利用することをいいます。

## 4. 独自商品

当社グループは、旅行業法に基づく第一種の旅行業者として、自社でクルーズツアーを企画しております。

国内外の多くの船会社との契約を背景にしたコース選択の多様さや、インターネット販売ならではの機動力を生かし、船会社特別料金を反映した期間限定ツアーなどを発表し、多くのお客様にご利用を頂いております。



## 5. 専門スタッフによる接客・提案

当社グループは、クルーズ旅行に関して、提案経験の豊富なスタッフがお客様のサポートを行っております。

近年、インターネットの普及により、個人が能動的に様々な情報を検索、取得、発信することが可能となりましたが、クルーズ旅行に関する情報が普及しておらず、購買経験が無いお客様も多いことから、旅行会社によるアドバイスや商品提案に一定のニーズがあると把握しております。

このニーズに応えるため、24時間対応のオンライン予約と、専門スタッフによるメールや電話対応を2つの柱とすることで、初めてクルーズを検討する顧客にも安心のサポートを提供しています。

多店舗運営ではなく1拠点ですべての接客対応を行うことにより、商品知識や接客・提案に関する知識が共有蓄積されやすく、専門性を高めやすい販売体制となっております。

また、取引船会社による社内研修会の定期開催や、入社後半年以内の乗船研修など、教育訓練にも注力し、他社との差別化を図っております。

## 6. IT・マーケティングの強みとその内製化

当社グループの事業の特徴ともいえるインターネット販売を支えるのが、技術力とマーケティング力であります。そのため、旅行の企画や手配等の業務だけでなく、WEBサイト構築やWEBマーケティングに関わる主要業務を内製化しております。

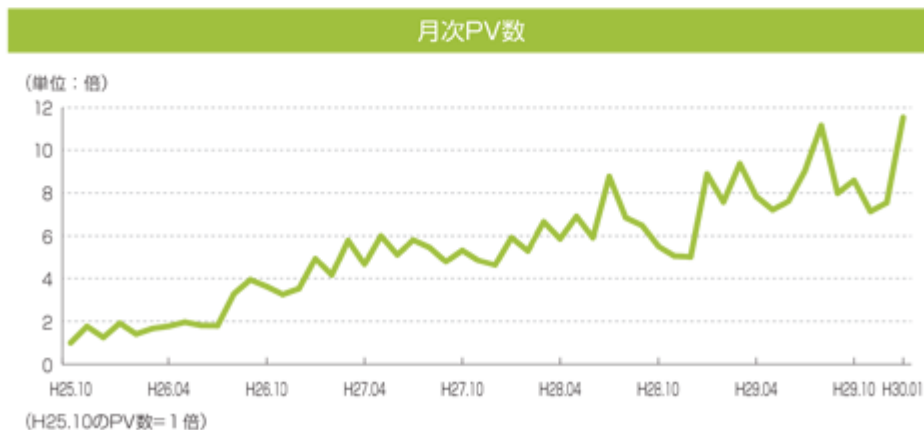
開発経験豊富なエンジニアの採用により、当社WEBサイトのユーザビリティや各種機能について日常的に向上を図るとともに、船会社とのAPI連携や、その他の商品登録のスピード化などに取り組んでおります。

また、マーケティングについても広告代理店等を利用せず、自社で蓄積した経験・知識を活用して、WEBマーケティングによる集客や利用顧客のリピーター化の向上を図っております。

SEO<sup>(注1)</sup>への注力の結果、平成25年10月から平成30年1月までの約4年間で、PV数<sup>(注2)</sup>は11倍超へと増加しております。

(注1) Search Engine Optimization の略称であり、検索エンジンにおける検索結果でより上位に表示されるようにWEBサイトの内容を最適化すること。

(注2) ページビュー (Page View) の略称で、WEBサイトのページを閲覧した回数のこと。



### 3. 今後の展開

#### ① 既存領域の強化

- ・チャンネル強化
  - ✓インバウンド強化(多言語対応)
  - ✓スマートフォン向けアプリ開発
- ・商品力強化
  - ✓チャータークルーズ
  - ✓オリジナルツアー  
(添乗員同行ツアー等)
- ・船会社総代理店業務
- ・船会社との関係強化
  - ✓割引料金、船上特典、セミナー等

#### ② 他社提携

- ・旅行会社、旅行商品取扱会社
- ・異業種提携
  - ✓顧客属性の近い業種等

#### ③ 取扱商品拡充

- ・クルーズ以外の旅行商品の強化
  - 航空券、ホテル、海外旅行保険、
  - 現地送迎・観光等について
  - ✓商品ラインナップ拡充
  - ✓システム提携等による販売促進

#### 重点施策

##### 1. インバウンド強化（多言語対応）

アジアのクルーズ人口が平成24年の77.5万人から平成28年には300万人を突破するなど（出所：Cruise Lines International Association, 2017 ASIA CRUISE TRENDS）中国を中心に拡大するのに伴い、クルーズ船による外国人入国者数は平成25年の約17.4万人から平成29年の約253.3万人へ、外国クルーズ船の日本国内への寄港回数は平成25年の373回から平成29年の2,014回へ、それぞれ増加しております（出所：国土交通省「2017年の訪日クルーズ旅客数とクルーズ船の寄港回数」）。

政府が2020年に訪日クルーズ旅客500万人との目標を掲げている（出所：国土交通省「明日の日本を支える観光ビジョン」）インバウンドニーズに対応する多言語対応を進めるなどの新たな展開を図る方針です。

##### 2. スマートフォン向けアプリ開発

クルーズをより身近な存在にしていけるため、WEBサイトやスマートフォンアプリでのオンライン予約などの利便性向上、新サイトの立ち上げなどにも力を入れてまいります。現在、当社顧客の内、50歳代以下の割合は63.5%（平成29年7月期）と、国内クルーズ旅行者全体の同43.5%（出所：Cruise Lines International Association, 2017 ASIA CRUISE TRENDS）と比べて高く、今後も上記施策により現役世代に訴求してまいります。また、シニア層に対しては電話オペレーターによるフォローをより充実させ、世代を問わず顧客の取り込みを図ります。



## 4. 業績等の推移

### (1) 連結経営指標等

回 次 決 算 年 月		第11期	第12期	第13期第2四半期
		平成28年7月	平成29年7月	平成30年1月
売上高	(千円)	937,267	1,196,589	801,384
経常利益	(千円)	5,659	51,829	81,067
親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益	(千円)	4,987	34,646	56,038
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	4,556	35,400	55,793
純資産額	(千円)	145,015	277,559	333,352
総資産額	(千円)	657,576	1,132,351	1,233,821
1株当たり純資産額	(円)	298.38	519.77	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	10.26	70.70	104.94
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	22.05	24.51	27.02
自己資本利益率	(%)	3.49	16.40	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	63,977	△9,884	99,537
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△11,495	△23,415	6,880
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	107,393	310,951	148,521
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	(千円)	386,319	666,633	920,982
従業員数（ほか、平均臨時雇用人員）	(名)	12(3)	16(5)	20(5)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場のため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。  
 3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。  
 4. 前連結会計年度（第11期）及び当連結会計年度（第12期）の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、第13期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。  
 5. 当社は第11期より連結財務諸表を作成しております。  
 6. 平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

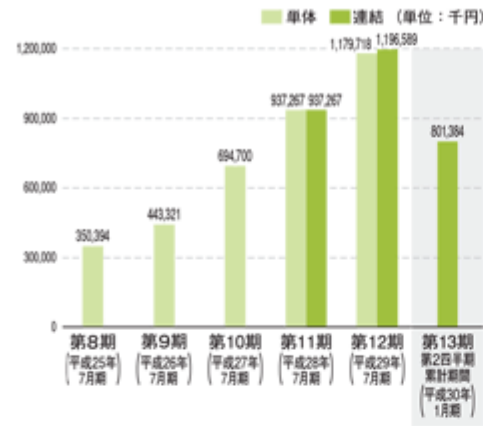
### (2) 提出会社の経営指標等

回 次 決 算 年 月		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
		平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月
売上高	(千円)	350,394	443,321	694,700	937,267	1,179,718
経常利益	(千円)	9,868	6,622	60,323	5,659	51,209
当期純利益	(千円)	7,020	5,220	37,953	3,143	34,205
資本金	(千円)	33,500	33,500	83,500	83,500	132,072
発行済株式総数	(株)	355	355	8,100	8,100	8,900
純資産額	(千円)	47,217	52,438	140,458	143,170	275,274
総資産額	(千円)	176,537	214,088	447,929	651,072	1,126,723
1株当たり純資産額	(円)	133,005.99	147,712.94	17,340.52	294.59	515.50
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	28,910.96	14,706.94	23,343.99	6.47	69.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	26.75	24.49	31.36	21.99	24.43
自己資本利益率	(%)	21.80	10.48	39.35	2.22	16.35
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数（ほか、平均臨時雇用人員）	(名)	5(—)	6(—)	8(2)	12(3)	16(5)

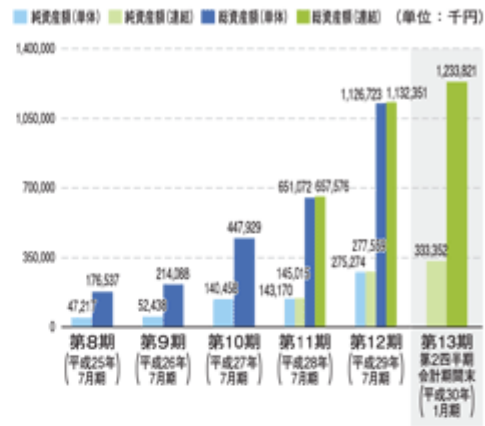
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場のため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。  
 3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。  
 4. 主要な経営指標等のうち、第8期から第10期については会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。  
 5. 前事業年度（第11期）及び当事業年度（第12期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。  
 6. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株当たり60株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。  
 7. 平成27年6月23日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本証券取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）]の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第8期、第9期及び第10期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回 次 決 算 年 月		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
		平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月
1株当たり純資産額	(円)	110.84	123.09	289.01	294.59	515.50
1株当たり当期純利益	(円)	24.09	12.26	389.07	6.47	69.80
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

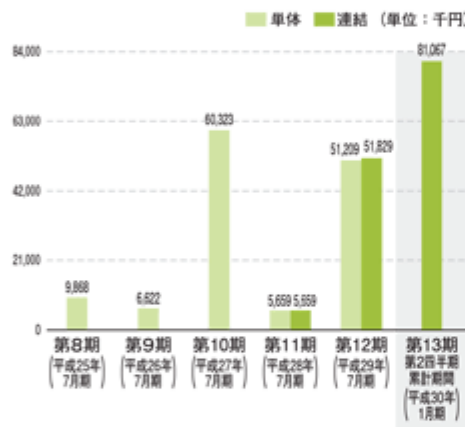
### 売上高



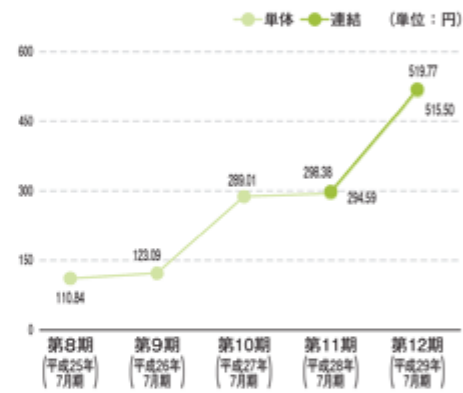
### 純資産額／総資産額



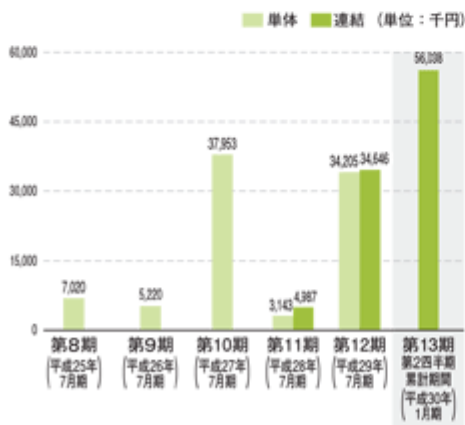
### 経常利益



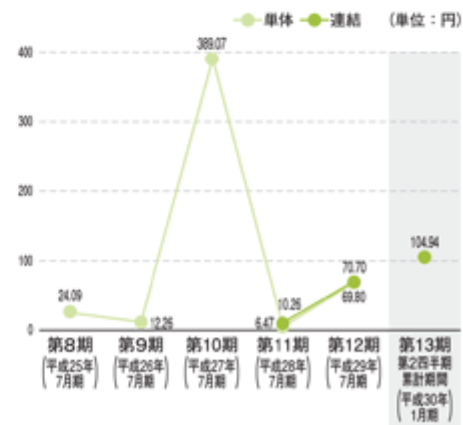
### 1株当たり純資産額



### 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益及び当期純利益



### 1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は、平成27年6月23日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っています。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額」の各グラフでは、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を表記しております。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第11期	第12期
決算年月		平成28年7月	平成29年7月
売上高	(千円)	937,267	1,196,589
経常利益	(千円)	5,659	51,829
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	4,987	34,646
包括利益	(千円)	4,556	35,400
純資産額	(千円)	145,015	277,559
総資産額	(千円)	657,576	1,132,351
1株当たり純資産額	(円)	298.38	519.77
1株当たり当期純利益金額	(円)	10.26	70.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)		
自己資本比率	(%)	22.05	24.51
自己資本利益率	(%)	3.49	16.40
株価収益率	(倍)		
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	63,977	9,884
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	11,495	23,415
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	107,393	310,951
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	386,319	666,633
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	12 〔3〕	16 〔5〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場のため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。  
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。  
4. 前連結会計年度(第11期)及び当連結会計年度(第12期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。  
5. 当社は第11期より連結財務諸表を作成しております。  
6. 平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月
売上高 (千円)	350,394	443,321	694,700	937,267	1,179,718
経常利益 (千円)	9,868	6,622	60,323	5,659	51,209
当期純利益 (千円)	7,020	5,220	37,953	3,143	34,205
資本金 (千円)	33,500	33,500	83,500	83,500	132,072
発行済株式総数 (株)	355	355	8,100	8,100	8,900
純資産額 (千円)	47,217	52,438	140,458	143,170	275,274
総資産額 (千円)	176,537	214,088	447,929	651,072	1,126,723
1株当たり純資産額 (円)	133,005.99	147,712.94	17,340.52	294.59	515.50
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益 金額 (円)	28,910.96	14,706.94	23,343.99	6.47	69.80
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	26.75	24.49	31.36	21.99	24.43
自己資本利益率 (%)	21.80	10.48	39.35	2.22	16.35
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	5 〔-〕	6 〔-〕	8 〔2〕	12 〔3〕	16 〔5〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場のため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 主要な経営指標等のうち、第8期から第10期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

5. 前事業年度(第11期)及び当事業年度(第12期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期及び第10期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

6. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株当たり60株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 平成27年6月23日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本証券取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、第8期、第9期及び第10期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第8期 平成25年7月	9期 平成26年7月	10期 平成27年7月	11期 平成28年7月	12期 平成29年7月
1株当たり純資産額 (円)	110.84	123.09	289.01	294.59	515.50
1株当たり当期純利益 (円)	24.09	12.26	389.07	6.47	69.80
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)					
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )

## 2 【沿革】

当社の創業者である米山実香（現 取締役管理部長）は平成17年9月に国内外のクルーズ乗船券の販売を目的とした株式会社ベストワンドットコムを設立いたしました。その後、平成24年2月に代表取締役社長を米山実香から現 代表取締役社長である澤田秀太に変更し、現在に至っております。

当社設立以後の当社グループに係る沿革は、次のとおりであります。

年 月	事 項
平成17年9月	国内外のクルーズ乗船券の販売を目的とした株式会社ベストワンドットコムを渋谷区松濤に資本金1,050万円で設立
平成17年12月	東京都へ第3種旅行業登録（東京都知事登録旅行業第3-5693号）
平成18年1月	オンライン旅行予約サイト「ベストワンクルーズ」運用開始
平成21年7月	本社を港区六本木5丁目に移転
平成25年7月	資本金を3,350万円へ増資
平成25年7月	本社を新宿区新宿6丁目移転
平成26年9月	資本金を8,350万円へ増資
平成26年9月	ハネムーンクルーズ専門サイト「HUNEMOON」オープン
平成26年12月	観光庁へ第1種旅行業に変更登録（観光庁長官登録旅行業第1980号）し、自社企画旅行を販売開始 一般社団法人日本旅行業協会（JATA）へ加盟
平成27年6月	本社を新宿区新宿5丁目に拡大移転
平成28年3月	株式会社ファイブスタークルーズ（現連結子会社）を完全子会社化
平成29年7月	資本金を1億3,207万円へ増資
平成29年8月	本社を新宿区富久町に拡大移転
平成29年11月	株式会社アドベンチャーと販売業務提携



### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社ベストワンドットコム）及び当社の連結子会社1社（株式会社ファイブスタークルーズ）によって構成されております。当社グループは、クルーズ旅行に特化したオンライン旅行会社として、主に個人顧客をターゲットに、海外・国内クルーズの乗船券やパッケージ旅行の販売を行っています。

また、顧客のニーズに応えるべく、クルーズ旅行に必要な航空券、ホテル、送迎、オプションツアーなど様々な旅行商品を提供しております。

当社グループは、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業についてその特徴を記載します。

#### （当社グループの特徴）

##### （1）インターネット販売

当社グループでは、国内を含む世界中のクルーズ乗船券やパッケージ旅行を、当社WEBサイトへの掲載、WEBサイトへの集客によって販売しており、店舗を運営しておりません。

販売チャネルをインターネットに限定し、お客様とのやり取りについては、メール及び電話を主な手段とすることで店舗運営にかかる固定費等のコスト削減を図っております。

##### （2）オンライン予約対応

当社グループでは、専門スタッフによるお客様のサポートに加え、24時間対応のオンライン予約を強化しており、クルーズ乗船券やパッケージ旅行の空室料金照会と予約が24時間いつでも可能です。

空室や料金の問い合わせを行い、その回答を以て検討を始める、という従来の検討行動では、営業時間や連絡手段、場所による制約がありましたが、オンラインでの空室料金照会と予約受付は、曜日や時間を問わず検討、予約したいというお客様のニーズに対応しております。

##### （3）多様な商品ラインナップとAPI連携

当社グループでは、お客様が検索できる商品の拡充を図るため、国内外の61社（平成30年2月28日時点）の船会社と契約し、当社WEBサイトへのコース登録総数は17,101コース（平成30年2月28日時点）となっております。また、複数の船会社とのAPI連携（注）を行うことにより、従来のコース登録に必要とした作業時間削減と、提携船会社が掲載している全てのコースが当社WEBサイトへ自動で掲載され、リアルタイムな空室状況及び料金の反映が実現しており、API連携によるコース登録数は3,709コース（平成30年2月28日時点）となっております

また、当社グループでは、クルーズ乗船券の取扱い（手配旅行）により、価格帯や期間などのお客様の多様なニーズへの対応が可能であり、パッケージツアー（募集型企画旅行）が主体の他社との差別化を図っております。

## 船会社とのAPI契約（平成30年2月28日時点）

提携船会社	掲載コース数
MSCクルーズ（イタリア）	984
ロイヤルカリビアンインターナショナル（アメリカ）	896
セレブリティクルーズ（アメリカ）	522
コスタクルーズ（イタリア）	377
カーニバルクルーズ（アメリカ）	298
ノルウェージャンクルーズライン（アメリカ）	274
アザマラクルーズ（アメリカ）	256
プルマントゥールクルーズ（スペイン）	99
セレスティアルクルーズ（ギリシャ）	3
合計	3,709

（注）API連携とは、Application Programming Interfaceの略で、ソフトウェアコンポーネントが互いにやり取りするのに使用するインターフェースのこと。具体的には船会社各社が持つ予約システムの機能や情報を当社WEBサイトで利用することをいいます。

## (4) 独自商品

当社は、旅行業法に基づく第一種旅行業者に登録しており、自社でクルーズツアーを企画しております。

国内外の多くの船会社との契約を背景にしたコース選択の多様さや、インターネット販売ならではの機動力を生かし、船会社特別料金を反映した期間限定ツアーなどを発表し、多くのお客様にご利用を頂いています。

## (5) 専門スタッフによる接客・提案

当社グループは、クルーズ旅行に関して、提案経験の豊富なスタッフがお客様のサポートを行っております。

近年、インターネットの普及により、個人が能動的に様々な情報を検索、取得、発信することが可能となりましたが、クルーズ旅行に関する情報が普及しておらず、購買経験が無いお客様も多いことから、旅行会社によるアドバイスや商品提案に一定のニーズがあると把握しております。

このニーズに応えるため、24時間対応のオンライン予約と、専門スタッフによるメールや電話対応を2つの柱とすることで、初めてクルーズを検討するお客様にも安心のサポートを提供しています。

多店舗運営ではなく1拠点ですべての接客対応を行うことにより、商品知識や接客・提案に関する知識が共有蓄積されやすく、専門性を高めやすい販売体制となっております。

また、取引船会社による社内研修会の定期開催や、入社後半年以内の乗船研修など、教育訓練にも注力し、他社との差別化を図っております。

## (6) IT・マーケティングの強みとその内製化

インターネット販売を支えるのが、技術力とマーケティング力であります。そのため、旅行の企画や手配等の業務だけでなく、WEBサイト構築やWEBマーケティングに関わる主要業務を内製化しております。

開発経験豊富なエンジニアの採用により、当社WEBサイトのユーザビリティや各種機能について日常的に向上を図るとともに、船会社とのAPI連携や、その他の商品登録のスピード化などに取り組んでおります。

また、マーケティングについても広告代理店等を利用せず、自社で蓄積した経験・知識を活用して、WEBマーケティングによる集客や利用顧客のリピーター化の向上を図っております。

SEO（注1）への注力の結果、平成25年10月から平成30年1月までの約4年間で、PV数（注2）は11倍超へと増加しております。

（注1）Search Engine Optimization の略称であり、検索エンジンにおける検索結果でより上位に表示されるようにWEBサイトの内容を最適化すること。

（注2）ページビュー（Page View）の略称で、WEBサイトのページを閲覧した回数のこと。

（当社グループの主な運営サイト）

(1) ベストワンクルーズ

ベストワンクルーズは、国内外のクルーズ乗船券とパッケージツアーをオンラインで検索、予約可能なサイトがあります。乗船券、自社企画ツアーの販売に加え、各提携旅行会社企画のパッケージツアーを販売する為、取扱いコース数は17,101コース（平成30年2月28日時点）が登録されております。

(2) フネムーン

ハネムーンを検討しているカップルへ向けたクルーズ専門サイトです。ハネムーンにかかる日数、予算などの調査に基づき、若年層でも楽しめるクルーズコースに限定して紹介しております。

ベストワンクルーズとは別サイトとして独自のマーケティングを行うことで、当初クルーズを検討していなかったハネムナーへもアプローチし、クルーズ旅行認知の向上を図っております。

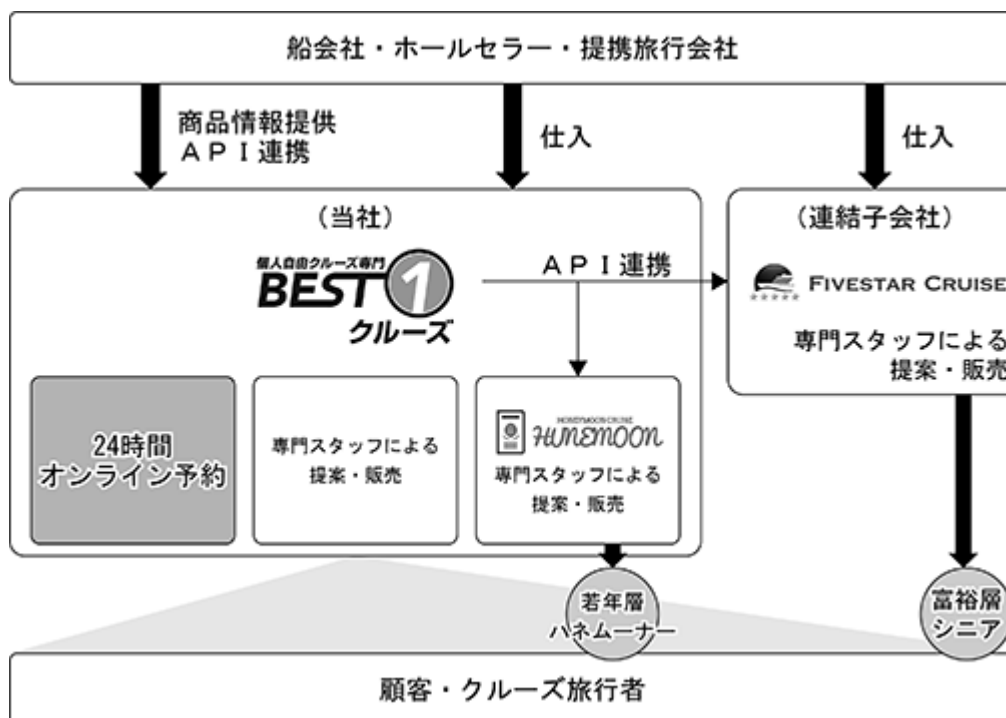
(3) ファイブスタークルーズ

高級船専門のクルーズ旅行会社として、子会社（株式会社ファイブスタークルーズ）が運営しております。「すべてのお客様に初めての感動体験を」を謳い、クルーズ旅行を身近な旅行スタイルとして提案する当社とは対照的に、社名通り5つ星のラグジュアリー客船(注)と、その他の客船のスイートに限定して富裕層、シニア向けに販売を行っております。

これにより様々な顧客属性、嗜好に対応できる販売体制をグループで構築しております。

（注） 具体的には以下の船会社を指します。（「クルーズ教本」日本外交客船協会/日本旅行業協会 より）  
キュナードライン、シーボーンクルーズライン、リージェントセブンシーズ、クリスタルクルーズ、シルバーシークルーズ、ハバグロイドクルーズ

〔事業系統図〕



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ファイブスター クルーズ	東京都新宿区	20,000	旅行業	100.0	役員の兼務3名 管理業務の業務受託

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
2. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。  
3. 特定子会社であります。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

当社グループは旅行業の単一セグメントであるため、部門別に記載しております。

平成30年2月28日現在

部門の名称	従業員数(名)
旅行部	15(5)
経営企画部	2
管理部	3
合計	20(5)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。

## (2) 提出会社の状況

平成30年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20(5)	28.9	2.9	3,111

平成30年2月28日現在

部門の名称	従業員数(名)
旅行部	15(5)
経営企画部	2
管理部	3
合計	20(5)

(注) 1. 従業員数は就業人員(使用人兼務役員の人数を含みます)であり、臨時従業員数は( )内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、一般従業員におけるものであり、臨時従業員を含めてのものではありません。

3. 平均年間給与は、一般従業員におけるものであり、臨時従業員を含めてのものではありません。なお、平均年間給与には賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第12期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当社グループはクルーズ特化型のオンライン旅行会社として業績を拡大してまいりました。

旅行業におけるインターネットでの取扱高は年々上昇しており、スマートフォンの増加やタブレット端末等のモバイルインターネットの拡大も相まって、ますます存在感を増しております。

また国土交通省の調査「2016年の我が国のクルーズ等の動向」（平成29年6月）によりますと、平成28年の日本人のクルーズ人口は5年連続の20万人台となる24.8万人（前年比12.4%増）となり、過去最多を記録しております。

さらに、アジアのクルーズ人口が平成24年の77.5万人から平成28年には300万人を突破するなど（出所：Cruise Lines International Association, 2017 ASIA CRUISE TRENDS）中国を中心に拡大するのに伴い、クルーズ船による外国人入国者数は平成25年の約17.4万人から平成29年の約253.3万人へ、外国クルーズ船の日本国内への寄港回数は平成25年の373回から平成29年の2,014回へ、それぞれ増加しております（出所：国土交通省「2017年の訪日クルーズ旅客数とクルーズ船の寄港回数」）。

このような環境のもと、当社グループはクルーズ特化型のオンライン旅行会社として、検索予約サイトのコース数の充実、船会社との新規API連携契約、オリジナルツアーの造成などを軸に、事業の拡大に努めて参りました。

平成28年9月には、コスタクルーズ、MSCクルーズ、ノルウェージャンクルーズラインとのAPI連携を開始し、その後2月にカーニバルクルーズ、5月にセレスティアルクルーズとの連携を実施しております。新規5社とのAPI連携の結果、API連携コース数は3,608コース（平成29年7月31日時点）となりました。

また、急増する顧客数に対応するべく、平成29年1月より新たな業務システムを導入し、業務の効率化、標準化を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,196,589千円（前年同期比27.6%増）、営業利益は48,676千円（前年同期比324.5%増）、経常利益は51,829千円（前年同期比815.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は34,646千円（前年同期比594.7%増）となりました。

広告施策の効率化により、広告宣伝費が前年同期比61.8%と削減されており、また、前期計上の為替差損7,452千円の計上に対して、当期は為替差益2,663千円となった結果、高い営業利益、経常利益の伸び率となりました。

当社グループは単一事業の為、セグメント情報の記載を省略しております。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

当第2四半期連結累計期間における経営環境は、国内では雇用・企業収益の改善に加え、2020年の東京オリンピック開催を控え、国内需要の増加やインパウンド需要の後押しにより、引き続き堅調なペースで景気が拡大しております。世界経済は、中国経済は減速するものの、ASEANの内需やインドの回復などが下支えしており、全体的に緩やかな経済成長にとどまりました。

旅行業界におきましては、日本政府観光局によると、平成29年1月から12月の日本人出国者数の累計は1,788万人で、前年同月時点の累計を約77万人上回っております。

日本のクルーズ市場では、冬期としては初となる外国船の日本発着クルーズ（コスタクルーズによる平成29年11月から平成30年3月の日本発着）が開始されるなど、日本から外航クルーズに乗船できる機会が増加しております。

このような状況のもと、当社はクルーズ特化型のオンライン旅行会社として、海外クルーズ乗船券の販売を主軸に、引き続き業績を拡大してまいりました。

また、年末より開催しました「迎春キャンペーン2018」も好評を博し、平成30年1月月間では前年同月比40.4%増の問合せ数となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は801,384千円、営業利益は76,463千円、経常利益は81,067千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は56,038千円となりました。

当社グループは単一事業の為、セグメント情報の記載を省略しております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第12期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金収支は、9,884千円の減少（前連結会計年度は63,977千円の増加）となりました。これは主に、旅行前受金の増加104,304千円、税金等調整前当期純利益51,829千円があったものの、旅行前払金の増加133,604千円、未収入金の増加37,631千円によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金収支は、23,415千円の減少（前連結会計年度は11,495千円の減少）となりました。これは主に固定資産の取得による支出13,523千円、投資有価証券の取得による支出11,599千円、敷金及び保証金の差入による支出4,764千円によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金収支は、310,951千円の増加（前連結会計年度は107,393千円の増加）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出61,193千円があったものの、長期借入れによる収入275,000千円、株式の発行による収入97,144千円があったことによるものであります。

以上により当連結会計年度における現金及び現金同等物は前連結会計年度に比べ280,314千円増加し666,633千円となりました。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金収支は、99,537千円の増加となりました。これは主に、旅行前払金の減少139,424千円、税金等調整前四半期純利益81,067千円の計上があった一方、旅行前受金の減少105,286千円、法人税等の支払22,044千円によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金収支は、6,880千円の増加となりました。これは、固定資産の取得による支出8,375千円があった一方、投資有価証券の売却による収入15,256千円によるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金収支は、148,521千円の増加となりました。これは、長期借入金返済による支出51,479千円があったものの、長期借入による収入200,000千円があったことによるものです。

以上により当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は前連結会計年度に比べ254,348千円増加し、920,982千円となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績及び受注実績

当社グループはオンライン旅行業を営んでおり、生産実績及び受注実績について記載を省略しております。

### (2) 仕入実績

第12期連結会計年度における仕入実績は次の通りです。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
旅行業	1,004,423	127.1

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

第12期連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
旅行業	1,196,589	127.6

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。



### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

「クルーズ旅行・船旅を通じて全てのお客様に初めての感動体験を」「Life Change Experience」「クルーズをもっと身近にもっと手軽に」を会社理念に定め、若年層や、まだクルーズに乗船したことが無い旅行者に向けて、気軽に安心してクルーズ旅行に行くための環境づくりを行い、新しい旅行スタイルを経験するきっかけを提供していきたいと考えております。

当社グループは世界中の船会社と提携し、旅行者がインターネットを通じて手軽にクルーズ・チケットを入手できるサービスを提供しております。これにより、カリブ海・地中海等の海外主要クルーズ・スポットへの長期間・高価格な豪華客船ツアー等の提案のみに留まらず、旅行者のニーズに合った国内外様々な目的地への多様な旅行期間・価格帯のクルーズ・チケットの選択を可能としております。

世界のクルーズ旅行者数2470万人(出所：Cruise Lines International Association, 2018 CRUISE INDUSTRY OUTLOOK)に対して日本のクルーズ旅行者数は24.8万人(出所：国土交通省「2016年の我が国のクルーズ等の動向について」)とまだ少なく、日本のクルーズ旅行市場の成長の余地は大きいと考えています。当社は移動・宿泊・食事・娯楽が一体となったクルーズならではの非日常的な感動体験を、身近な旅行の選択肢の一つとして広く一般の皆様へ提供することで、日本のクルーズ旅行市場を開拓してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業を継続的に発展させていくためには、売上高を増加させ、適正な利益確保を図っていくことが必要であると考え、「売上高経常利益率」を重要な経営指標として捉え、その向上を図る経営に努めてまいります。

なお、当社グループにおける売上高とは、旅行取扱高総額を指します。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、取扱い船会社やツアーのラインナップ数を大きな競合差別化要因としておりますが、広く一般旅行者に同様の認知を得るまで、さらに強みを磨いてまいります。具体的には、添乗員同行ツアー等のオリジナルツアーの品質・コース数両面での改善、チャータークルーズなど独自商品への挑戦、総代理店業務(日本市場における独占的または排他的な販売代理店)を含めたまだ日本で取扱いの無い外国船の取扱い開始、船会社との関係強化による各種割引料金・船上特典・セミナー開催などを進める計画となります。

また、クルーズをより身近な存在にしていくため、WEBサイトやスマートフォンアプリでのオンライン予約などの利便性向上、新サイトの立ち上げなどにも力を入れてまいります。現在、当社顧客の内、50歳代以下の割合は63.5%(平成29年7月期)と、国内クルーズ旅行者全体の同43.5%(出所：Cruise Lines International Association, 2017 ASIA CRUISE TRENDS)と比べて高く、今後も上記施策により若年層・中堅層顧客に訴求してまいります。また、シニア層に対しては電話オペレーターによるフォローをより充実させ、世代を問わず顧客の取り込みを図ります。

#### (4) 会社の対処すべき課題

これからの旅行業界は、店舗を中心とした営業を展開する旅行会社及びインターネットを中心としたオンライン旅行会社、さらには店舗中心の旅行会社によるインターネット販売の拡販により、旅行会社間の競争がより一層激しくなるものと思われます。さらには、スマートフォン等の通信端末の進化や様々なオンラインメディアの誕生により、今までとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。そのような中、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

a. システム強化

旅行市場全体において、旅行申込みのうちインターネットが占める割合は年々増加しており、スマートフォンの普及や通信環境の向上を勘案すると、今後もインターネット経由の売上は増えることが予想されます。そのため、インターネット経由の売上に対応するための更なるWEBシステムの強化が課題であると認識しております。当社グループではオンライン完結型の予約システムを稼働させ、24時間の受付体制を整備しておりますが、対象商品の拡充や、サーバー機能の増強など、引き続きオンライン予約システムの強化を推進してまいります。また、外国人旅行者に対応するための多言語化対応、ユーザーが見やすく使い勝手の良いWEBサイトやスマートフォンアプリ作りに取り組むなど、お客様の利便性を高めるIT投資に引き続き注力してまいります。

b. 人材の確保及び育成

当社グループの事業を拡大していくためには、オンラインで予約完結する利便性の高いWEBサイトを構築する優秀なエンジニアの確保と、オンライン受付では対応できないニーズに応えるための、クルーズの案内に高い専門性を持ったスタッフの確保と育成が重要な課題であると認識しております。

当社グループでは、船会社とのAPI連携や、WEBサイトの新機能開発など実サービスの開発の中でエンジニアに対して多くの教育機会を設けており、旅行部のスタッフについても、船会社による座学研修や、入社後随時行われる乗船研修などの教育を通じて接客対応の知識習得の機会を設けておりますが、エンジニアの能力向上と、専門性の高い接客対応に関する育成を引き続き強化してまいります。

c. マーケティングの進化

スマートフォン、タブレットなどの情報端末の進化、日常へのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の浸透、新たなオンラインメディアの登場などにより、消費者のインターネット上での購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的にはこれまでのインターネット上での広告手法や外部ポータルサイトを通じての集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への迅速な対応が課題であると認識しております。

当社グループでは、SEO対策、リスティング広告、ディスプレイ広告、SNSなど様々なマーケティング手法を構築してまいりましたが、今後も、現在の手法にとらわれることなく新たなマーケティング方法を模索してまいります。

d. ブランドの認知度向上

旅行商品は、個人消費の中でも比較的単価が大きいこともあり、旅行会社の選択には旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素であり、また、業務提携や仕入れなどの対法人取引、条件交渉に際しても、当社グループの信頼性及び信用力が重要な要素となります。当社グループの提供するサービスの利用拡大と、継続的な企業価値の向上を実現していくには、当社グループの知名度の向上、信頼性及び信用力の向上が重要な課題であると認識しております。

当社グループのブランド認知及び信頼性を高めるため、費用対効果を見極めながら、コーポレートサイトでの情報発信やメディアへの露出など、積極的な広告宣伝活動、広報活動に取り組んでまいります。

e. リピーター顧客の強化

当社グループでは、クルーズ市場の拡大に合わせて、クルーズ旅行をはじめ体験する新規顧客の獲得に注力してまいりました。クルーズ市場の拡大、認知の向上のため、引き続き新規顧客を対象としたマーケティング活動を行います。当社グループの安定的かつ継続的な事業拡大のため、これまで当社グループを利用した顧客に継続的に利用してもらうための施策を強化することが重要な課題であると認識しております。

既存顧客のニーズに合った旅行提案を行うことや、リピーター向けの割引や特典の付与などで積極的な囲い込みを行い、顧客基盤の強化を進めてまいります。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 旅行市場について

旅行市場は、国内では観光庁主導のもと市場拡大へ向けた様々な施策が行われております。当社グループは、日本及び急速に成長するアジアをはじめとする世界の旅行市場は今後も中長期的に拡大していくものと想定しております。

しかしながら、日本を含めて世界的な感染症の発生・蔓延、天候の変動、及び景気の悪化等により社会的に消費者の旅行に対する意欲が減退した場合、テロや戦争などの世界情勢の変化や自然災害、事故等による観光インフラへの被害が起きた場合、急激な為替相場変動による世界情勢の混乱等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 電子商取引の普及について

世界における電子商取引は、インターネットの普及及びスマートフォンやタブレット型端末機器の普及による利便性の向上に伴い市場規模が拡大し、当社グループでは今後も電子商取引が発展するものと考えております。

国内旅行会社のインターネット販売比率は上昇傾向にあり、世界の旅行市場でもオンラインの販売比率は高い傾向にあります。当社グループは、今後も当該傾向は継続し、益々インターネット販売比率が高まっていくものと見込んでおります。

しかしながら、電子商取引に関する新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社グループの期待どおりに電子商取引の普及が進まない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### (3) 競合他社の影響について

クルーズ旅行は、大手を含めた総合旅行会社の多くが、数ある旅行商品の一部として販売を行っております。そのような中、当社グループは、旅行商品の中でもクルーズ旅行に専門特化して多くの商品提案をすることにより、顧客の選択肢を広げ、専門的なサポートを提供し、顧客からの評価を獲得してまいりました。また、船会社との協力関係により、独自の仕入れルートも構築しております。

しかしながら、有力な競合企業や新興のベンチャー企業が、その資本力、営業力、技術力等を活用してクルーズ商品の販売に取り組み、当社の想定している以上に競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### (4) インターネットの直販化について

当社グループは、船会社から乗船券を仕入れて販売を行っております。近年のインターネットの発達により、航空券予約やホテル予約などでは、エンドユーザーへの直販が年々増加傾向にあります。一方、国内のクルーズ乗船券販売においては、商品認知も低いことから、旅行代理店のサポートを前提とした販売がその多くを占めています。

そのような中、当社グループでは、船会社横断での検索や一覧、圧倒的な選択肢の数など、直販サイトでは実現が難しい部分での利便性を高め、成長を図ってまいります。

しかしながら、他の旅行商品に見られるように、クルーズに習熟した旅行者が増え、船会社サイトでの直接購入を嗜好する旅行者が増えた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害について

当社グループのサービス提供は主にインターネット環境において行われております。そのため、当社グループはサービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策と、コンピューターウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

しかしながら、あらゆる可能性を想定して対策を施すことは困難であり、当社グループの想定しないシステム障害やサービスの妨害行為等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報保護について

当社グループは、当社グループのサービスを提供するに当たり、顧客の個人情報（氏名、メールアドレス、生年月日、性別、住所、電話番号）を取得し、サーバーに記録しております。

これらの個人情報の管理は、当社グループにとって重要な責務と考え、顧客に安心かつ快適にサービスを利用してもらうため、顧客のプライバシーとその保護について「プライバシーポリシー」、「個人情報保護規程」を定め、最大限に注意を払い管理しております。

しかしながら、これらの情報が何らかの理由によって外部に流出した結果、当社グループの信用力の低下を招いた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 既存事業拡充及び新規事業展開について

当社グループは今後、既存サイトの機能追加や、他社との提携による顧客基盤の拡大、航空券やホテルなど現在の事業と関連のある分野への事業拡大を図ることを予定しておりますが、安定して収益を生み出すには、一定の時間がかかることが予想されるため、結果として当社グループ全体の収益が一時的に悪化する可能性があります。また、これらの事業が必ずしも当社グループの目論見どおりに推移する保証はなく、その場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 在庫リスクについて

当社グループが行う取引は、顧客の予約に対して仕入を行う受注発注型の為、一部取引を除き在庫をほとんど保有しておりません。しかしながら、今後においては在庫を伴うチャータークルーズを催行することにより、独自商品の企画やリピーターの囲い込みを積極的に行うことを、成長戦略のひとつとしております。

実施においては、過去の販売統計分析から十分な計画を基に仕入を行い、当社のマーケティングや販売ノウハウを駆使した販売を行います。予測不能な市場環境の変化等により、計画を大きく下回る販売となった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 法的規制について

当社グループの運営しているオンライン旅行サイトは旅行業法第2条に定める旅行業に該当し、当社は、第一種旅行業者の登録を行っており、5年毎の更新が義務付けられております。当社が旅行業法第6条で定める登録拒否事由に該当して更新を行うことができない場合、または、旅行業法第19条で定める登録取消事由に該当した場合には、登録の取消もしくは営業の停止等を命じられる可能性があります。当社には、現時点において登録の取消し等の事由となる事実はないと認識しておりますが、何らかの理由によりこの資格の登録拒否事由等が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社の旅行業に関する登録事項は以下の通りです。

登録区分	登録番号	有効期限	登録行政庁
第1種旅行業	1980号	平成32年12月13日	観光庁

また、当社グループの行うオンライン事業においては、知的財産法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律等による法的規制を受けております。

当社グループは、社内の管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備しておりますが、万一、これら法令に違反する行為が行われた場合若しくは、やむを得ず遵守できなかった場合あるいは行政機関によって当社グループ事業に関わる法令等による規制の改廃や新設が行われた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 特許等知的財産権について

当社グループは第三者の知的財産権を侵害しないように常に留意するとともに、必要に応じて弁護士等の専門家を通じて調査しておりますが、第三者の知的財産権を侵害する結果が生じる可能性は皆無ではありません。

そのため、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求及び使用差止請求等の訴えを起こされ、結果として当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 訴訟発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、当社グループが扱う乗船券やクルーズツアーにおいてトラブルが生じ、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 代表者への依存について

当社グループの代表取締役である澤田秀太は当社グループ創業者の実弟であり、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは取締役会や、役員及び従業員との情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を行うことが困難となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13) 小規模組織であること並びに優秀な人材の確保及び育成について

当社グループは人数規模が小さく、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。

当社グループは、今後の事業拡大及び事業内容の多様化等に対応するために、人員の強化及び内部管理体制の充実を図る予定ではありますが、人材の採用等が予定どおり進まなかった場合、または既存の人材が社外に流出した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは未だ成長途上にあり、会社運営を円滑に遂行する上で、優秀な人材を適切な時期に確保し、育成する必要があります。そのような人材が適切に確保できなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(14) 為替リスクについて

当社グループは、旅行商品の中でも海外旅行の取扱いを主としており、旅行代金の決済に際し外貨建ての取引を行っていることから、外国為替の影響を受けます。仕入価格決定時の為替を基に旅行代金を確定するなど、為替リスクの軽減に努めていますが、完全に回避できるものではありません。

円貨換算の変動

具体的には、円高になった場合、仕入価格、売上ともに円貨換算の価格は減少し、売上総利益も減少するため、マイナスの影響を与える可能性があります。逆に円安となった場合は、仕入価格、売上ともに増加し、売上総利益も増加することから業績改善につながる可能性があります。

予約傾向による影響

円高時には旅行代金が値下がりすることから、海外旅行の申込みが増加する傾向にあり、当社グループの業績改善につながる可能性があります。逆に円安時には海外旅行の申込みが低調となる傾向があり、業績にマイナスの影響が生じる可能性があります。

(15) 会計基準等の変更

当社グループが属する旅行代理店業務では、取扱高を売上高に計上する会計処理と取扱手数料のみを営業収益（売上高）に計上する会計処理が認められておりますが、当社グループでは、取扱高を売上高に計上しております。今後会計基準等が変更となり、取扱手数料のみを営業収益に計上する事に統一された場合には、当社グループの経営成績の年間推移の比較が困難となる可能性があります。

## (16)業績の季節変動について

当社グループは、旅行商品を取扱っているため、お客様が長期休暇を比較的に取得しやすい季節に売上高が集中する傾向があります。クルーズ旅行の特性上、欧州や日本発着クルーズのオンシーズンは毎年4月から9月であり、特に、5月のゴールデンウィーク期間及び7月から9月の夏休み期間に取扱い数が集中する傾向にあります。

このため、4月から9月における受注機会の逸失が起きた場合には、業績に影響が生じる可能性があります。

第12期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）					
	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高(千円)	410,247	169,360	238,947	378,035	1,196,589

(注) 上記数値には、消費税等は含まれておりません。

第13期連結会計年度（自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日）					
	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高(千円)	530,563	270,820			

(注) 上記数値には、消費税等は含まれておりません。

## (17) 資金使途について

今回、当社が計画している公募増資による資金使途につきましては、チャータークルーズ催行のための仕入金、事業拡大のための人件費、集客増加の為に広告宣伝費に充当することを計画しております。しかしながら、急激な経営環境の変化が生じ、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画どおり資金を使用された場合でも、期待どおりの投資効果を得られない可能性があります。資金使途や支出予定時期の変更を行う場合は、適正な開示を行います。

## (18) 広告宣伝費について

当社グループの事業では、広告を掲載することで集客が図られ売上が増加することから、広告宣伝費は重要な投資であると認識しております。当社としましては、広告宣伝費の支出に関しては、費用対効果を測定し、最適な広告宣伝を実施するように努めておりますが、市場動向、競合動向などの事由により広告宣伝費に対する費用対効果を期待通り得られない場合には、収益性を低下させるなど、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## (19) 配当政策について

当社グループは、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質強化及び事業の継続的な発展を目指すべく、内部留保の充実を重要な課題ととらえ、これまで金銭による配当を実施したことはありません。今後株主への配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、現時点においては、配当の可能性およびその時期については未定であります。

## (20) ベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合による株式売却について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は534,000株であり、このうち99,000株（所有割合18.5%）をベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が保有しております。一般的に、ベンチャーキャピタル等が未上場株式に投資をおこなう目的は、上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであるため、当社が株式上場後、ベンチャーキャピタル等が保有する株式を売却する可能性があります。そのような場合には、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があります。当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の株主のうち、ベンチャーキャピタル等とはロックアップの合意をおこなっておりますが、ロックアップ期間後に保有株式を一斉に売却することにより、短期的に需給バランスが悪化し、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

## (21) S M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合との関係について

本書提出日現在、S M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合が議決権の5.6%を保有しております。同組合は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社である株式会社三井住友銀行が出資する投資事業組合であります。

同組合による当社株式取得は純投資であり、当社と同組合の間に人的関係及び営業上の取引関係はありません。

なお、当社は、株式会社三井住友銀行とは、預金・融資等の銀行取引はありますが、それ以外の営業上の取引関係はなく、人的関係もありません。

また、株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社であり、本募集及び売出しの主幹事証券であるS M B C日興証券株式会社は、その業務上、当社株式について、別途自己勘定での売買取引又は顧客に対する投資勧誘等を行う場合があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。



## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。この連結財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

### (2) 経営成績の分析

第12期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当連結会計年度の売上高は1,196,589千円（前年同期比27.6%増）、営業利益は48,676千円（同324.5%増）、経常利益は51,829千円（同815.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は34,646千円（同594.7%増）となりました。

#### （売上高）

当連結会計年度の売上高は1,196,589千円（前年同期比27.6%増）となりました。これはクルーズ旅行売上の増加によるものです。

#### （売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益）

売上原価は1,004,423千円（前年同期比27.1%増）、販売費及び一般管理費は143,489千円（前年同期比5.8%増）となりました。これは主に給料手当が10,950千円増加し、上場関連費用等の管理諸費が9,738千円増加したことによります。

広告宣伝費は施策の費用対効果の改善から、30,508千円（前年同期比38.2%減）となっております。

この結果、当連結会計年度の営業利益は48,676千円（同324.5%増）となりました。

#### （営業外収益、営業外費用、経常利益）

営業外収益は4,995千円（前年同期比126.0%増）となりました。これは主に為替差益が2,663千円増加したことによります。

営業外費用は1,842千円（同77.0%減）となりました。主な減少理由は、為替差損が7,452千円減少したことによります。

この結果、当連結会計年度の経常利益は51,829千円（同815.8%増）となりました。

#### （特別利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）

特別利益は前連結会計年度に負ののれん発生益を1,844千円計上しましたが、当連結会計年度は特別利益及び特別損失の計上はありません。

親会社株主に帰属する当期純利益は、34,646千円（同594.7%増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が44,326千円増加したものの、税金費用が14,667千円増加したことによります。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

当第2四半期連結累計期間の売上高は801,384千円、営業利益は76,463千円、経常利益は81,067千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は56,038千円となりました。

#### （売上高）

売上高は801,384千円となりました。主な要因は、今年度初となる冬期(11月以降)の外国船日本発着クルーズの乗船券販売が好調に推移した結果、クルーズ旅行売上が増加したことによります。

（売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益）

売上原価は638,065千円、販売費及び一般管理費は86,855千円となりました。主な要因は、クルーズ売上高の増加に伴う仕入の増加、WEBサイトへの集客の為に広告宣伝費の増加、人員の増加等によるものです。

この結果、当第2四半期連結累計期間の営業利益は76,463千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

営業外収益は6,465千円となりました。これは主に投資有価証券売却益5,153千円の計上によるものです。

営業外費用は1,861千円となりました。これは主に支払利息1,266千円の計上によるものです。

この結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は81,067千円となりました。

（特別利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益）

特別利益及び特別損失の計上はありません。

法人税等は25,029千円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は56,038千円となりました。

### (3) 財政状態の分析

第12期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

（資産）

当連結会計年度末の総資産は1,132,351千円（前年同期比72.2%増）となりました。これは主に、現金及び預金が274,172千円増加、旅行前払金が133,604千円増加したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末の負債総額は854,791千円（前年同期比66.7%増）となりました。これは、長期借入金が158,708千円増加、1年以内長期借入金が55,099千円増加し、旅行前受金が104,304千円増加したことによります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産は277,559千円（前年同期比91.4%増）となりました。これは主に、第三者割当増資により資本金が48,572千円増加、資本剰余金が48,572千円増加したことと、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が34,646千円増加したことによります。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

（資産）

当第2四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末に比べて101,470千円増加し、1,233,821千円となりました。これは主に、現金及び預金が254,348千円増加し、旅行前払金が139,424千円減少したことによります。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末の負債総額は前連結会計年度末に比べて45,676千円増加し900,468千円となりました。これは主に、長期借入金が112,845千円、1年以内返済長期借入金が35,676千円増加し、旅行前受金が105,286千円減少したことによります。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末の純資産は前連結会計年度末に比べて55,793千円増加し、333,352千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が56,038千円増加したことによります。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の通りであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループの経営理念は「クルーズ旅行・船旅を通じて全てのお客様に初めての感動体験を」であります。

当社グループは現在、クルーズ専門の検索予約サイト「ベストワンクルーズ」の運営を軸として、海外・国内クルーズの乗船券及びパッケージツアーを取扱っておりますが、今後クルーズ旅行の販売・予約経路としてオンラインのシェアが増大していくと予測される中で、更なる情報量、取扱いコース数の充実を図るとともに、ユーザー向け機能の強化などユーザビリティを向上させることで競合優位性を拡大していく必要があります。

また、クルーズ旅行という旅の形態を、現在認知されている一部の旅行者ではなく、より広く多くの旅行者に認知、経験してもらうために、テーマ特化型や、若年層や家族など顧客属性を絞った多サイト展開を行うことや、政府が2020年に訪日クルーズ旅客500万人との目標を掲げている（出所：国土交通省「明日の日本を支える観光ビジョン」）インバウンドニーズに対応する多言語対応を進めるなどの新たな展開を図る方針です。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案し、企業価値を最大限に高めるべく務めております。経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第12期連結会計年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は18,509千円であり、その主な内容はソフトウェア開発への投資及び、オフィスの移転によるものであります。

なお、当社グループは単一事業の為、セグメント別の記載を省略しております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

第13期第2四半期連結累計期間（自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日）

当第2四半期連結累計期間に実施いたしました設備投資等の総額は8,375千円であり、その主な内容は、ソフトウェア開発への投資によるものであります。

なお、当社グループは単一事業の為、セグメント別の記載を省略しております

また、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成29年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	器具及び 備品	建設 仮勘定	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都新宿区)	業務施設	172	300	3,971	5,978	8,903	19,326	16(5)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社には現在休止中の設備はありません。

3. 従業員数の( )は年間の平均臨時従業員数を外数で記載しております。

4. 本社事業所の建物を賃借しております。年間賃借料は7,444千円であります。

##### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成30年2月28日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,136,000
計	2,136,000

(注) 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っており、発行可能株式総数を400,000株から2,136,000株とする定款変更を行っております。

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	534,000	非上場	完全議決権株式であり株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 1単元の株式数は100株であります。
計	534,000		

(注) 1. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は525,100株増加し534,000株となっております。

2. 平成30年2月8日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 新株予約権

平成27年6月26日の臨時株主総会決議（第1回新株予約権）に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	300(注)1	295(注)1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300(注)1	17,700(注)1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	834(注)5
新株予約権の行使期間	平成29年12月27日から平成35年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格50,000 資本組入額25,000	発行価格 834 資本組入額417 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割り当て数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

5. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株当たり60株の株式分割を行っております。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金

額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約の議案、又は当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。



## 新株予約権

平成29年7月14日の臨時株主総会決議（第2回新株予約権）に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	215(注)1	210(注)1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	215(注)1	12,600(注)1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	121,430(注)2	2,024(注)5
新株予約権の行使期間	平成31年8月1日から平成36年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 121,430 資本組入額60,715	発行価格 2,024 資本組入額1,012 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割り当て数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

5. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株当たり60株の株式分割を行っております。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件  
新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を無償で取得することができる。  
当社が消滅会社となる合併契約の議案、又は当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月23日 (注1)	25	355	5,000	33,500		
平成26年9月5日 (注2)	50	405	50,000	83,500		
平成27年6月23日 (注3)	7,695	8,100		83,500		
平成29年7月14日 (注4)	800	8,900	48,572	132,072	48,572	48,572
平成30年2月8日 (注5)	525,100	534,000		132,072		48,572

(注) 1. 有償第三者割当、発行価格200,000円、資本組入額200,000円

割当先 諸藤周平(25株)

2. 有償第三者割当、発行価格1,000,000円、資本組入額1,000,000円

割当先 S M B C ベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合(25株)、みずほ成長支援投資事業有限責任組合(25株)

3. 株式分割(1:20)によるものであります。

4. 有償第三者割当、発行価格121,430円、資本組入額60,715円

割当先 M I C イノベーション4号投資事業有限責任組合(650株)、宮前幸央(150株)

5. 株式分割(1:60)によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成30年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				4			4	8	
所有株式数 (単元)				1,830			3,510	5,340	
所有株式数 の割合(%)				34.27			65.73	100	

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成30年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 534,000	5,340	完全議決権株式であり株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式			
発行済株式総数	534,000		
総株主の議決権		5,340	

(注)平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っております。また、平成30年2月8日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において「完全議決権株式(その他)」の株式数は普通株式534,000株、「議決権の数」は5,340個、「発行済株式総数」は534,000株、「総株主の議決権」の議決権の数は5,340個となっております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

・第1回新株予約権（平成27年6月26日 臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 権利の喪失、監査役取締役就任により、本書提出日の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社従業員3名となっております。

・第2回新株予約権（平成29年7月14日 臨時株主総会決議）

決議年月日	平成29年7月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 権利の喪失により、本書提出日の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員5名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、第12期事業年度を含め配当は実施していません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標のひとつとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業・投資計画などを基に総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討していく方針であります。ただし、現時点では実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	澤田 秀太	昭和56年11月2日	平成16年4月 平成17年6月 平成18年9月 平成24年2月 平成28年7月	日興コーディアル証券株式会社 (現SMB C日興証券株式会社) 入社 澤田ホールディングス株式会社取 締役 エイチ・エス証券株式会社(エイ チ・エス証券分割準備株式会社よ り商号変更)取締役 当社代表取締役社長(現任) 株式会社ファイブスタークルーズ 代表取締役会長(現任)	注4	228,000
取締役	経営管理本部長 兼 経営企画部長	小川 隆生	昭和55年10月10日	平成17年4月 平成19年7月 平成21年1月 平成25年1月 平成26年2月 平成26年8月 平成28年7月 平成28年10月	株式会社リクルート(現株式会社 リクルートホールディングス)入 社 株式会社ベンチャー・リンク入社 株式会社メディアキッチン設立 代表取締役 株式会社幕末(現イシン株式会 社)入社 当社入社 当社取締役経営企画部長 株式会社ファイブスタークルーズ 取締役(現任) 当社取締役経営管理本部長兼経営 企画部長(現任)	注4	
取締役	旅行部長	野本 洋平	昭和52年8月5日	平成15年4月 平成21年2月 平成26年8月	国土交通省関東運輸局入局 当社入社 当社取締役旅行部長(現任)	注4	
取締役	管理部長	米山 実香	昭和53年6月2日	平成14年4月 平成17年9月 平成24年2月 平成26年8月 平成28年10月	株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ入社 当社設立 代表取締役社長 当社取締役 当社監査役 当社取締役管理部長(現任)	注4	84,000
取締役		高木 洋平	昭和54年8月8日	平成18年10月 平成18年10月 平成25年1月 平成29年12月	弁護士登録(第一東京弁護士会) LM法律事務所入所 LM法律事務所パートナー(現任) 当社取締役(現任)	注4	
監査役 (常勤)		小笠 司朗	昭和24年6月20日	昭和49年4月 平成2年5月 平成3年8月 平成12年10月 平成14年12月 平成25年6月 平成28年10月	株式会社日本不動産銀行(現株式 会社あおぞら銀行)入行 同行青山支店副支店長 福山証券株式会社(現むさし証券 株式会社)出向 人事部長 警視庁職員信用組合出向 株式会社ゼクタ入社 株式会社大林組入社 当社監査役(現任)	注5	
監査役		野村 宜弘	昭和49年8月15日	平成11年10月 平成17年9月 平成22年11月 平成23年12月 平成24年12月 平成28年10月	青山監査法人入所(平成12年4月 合併により中央青山監査法人に名 称変更) 金融庁証券取引等監視委員会入所 あらた監査法人(現PWCあらた 有責任監査法人)入所 野村宜弘公認会計士事務所開業 (現任) 野村宜弘税理士事務所開業(現 任) 当社監査役(現任)	注5	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		高梨 良紀	昭和57年9月9日	平成17年12月 平成26年1月 平成28年9月 平成29年10月	新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 東邦監査法人 入所 東邦監査法人パートナー（現任） 当社監査役（現任）	注5	
計							312,000

- (注) 1. 監査役小笠司朗、野村宜弘及び高梨良紀は、社外監査役であります。
2. 取締役高木洋平は、社外取締役であります。
3. 取締役米山実香は代表取締役社長澤田秀太の実姉であります。
4. 平成30年2月8日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成30年2月8日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っております。



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

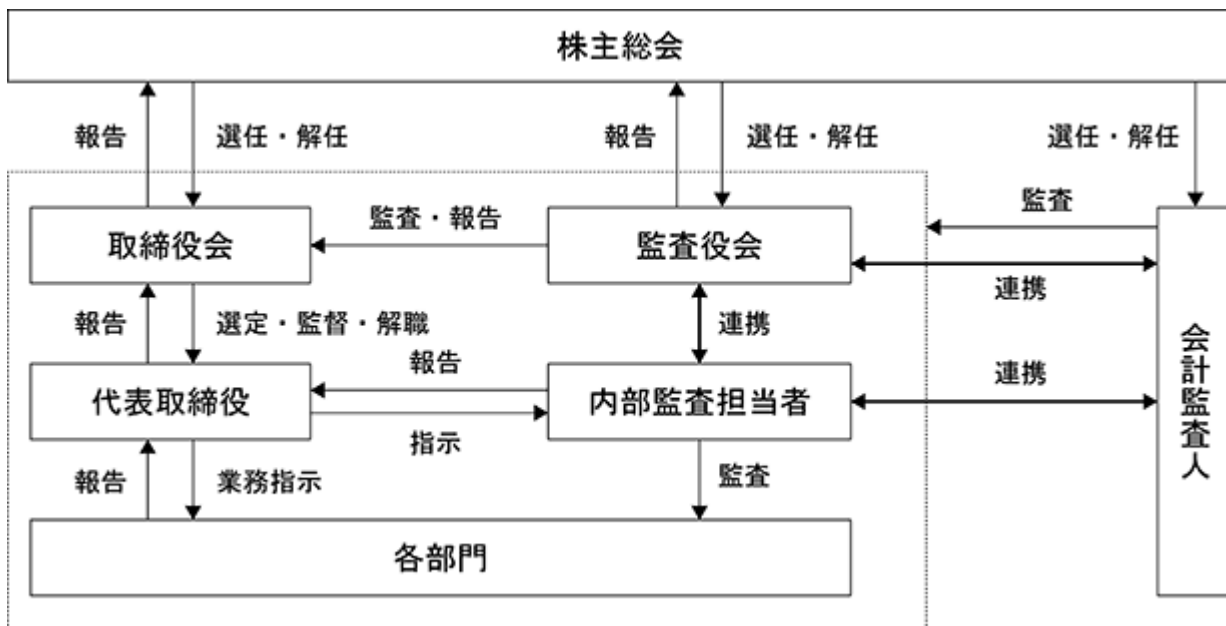
#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、持続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

#### 企業統治の体制

##### イ 企業統治の概要

当社は、社外取締役を含めた取締役会による監督機能に加え、社外監査役を含めた監査役による監督機能の組み合わせが、全体としての経営の監督機能として有効であるとの判断のもと、監査役会設置会社体制を採用しております。



#### a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。事務局を管理部が担当し、会議の運営や議事録作成を行っております。

#### b 監査役会・監査役

当社は、監査役会を採用しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されております。監査役は、毎月1回監査役会を開催し、監査に関する重要事項について情報交換、協議並びに決議を実施しております。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長から任命された内部監査担当者2名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように業務監査を行っております。具体的には、経営企画部所属の内部監査人が旅行部と管理部の監査を行い、管理部所属の内部監査人が経営企画部の監査を行っております。内部監査担当者は内部監査規程及び代表取締役から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規則やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に業務が行われているか監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されるとともに、各被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

□ その他の企業統治に関する事項

・内部統制システム整備の状況

当社では会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するため「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。当方針で定めた内容を具現化するために「職務権限規程」「内部通報規程」等、統制に関連する規定を定期的に見直すとともに、内部監査担当者や監査役を中心として、内部統制システムの確立を図っております。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要は以下の通りです。

a. 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。

取締役会は、取締役及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。

取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。

代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。

取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の下、経営企画部が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「子会社管理規程」を定め、子会社管理を行う。

- f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名することができる。  
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- g. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社及びグループ会社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。  
当社及びグループ会社の取締役は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。  
当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、重要な法令・定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。  
当社及びグループ会社の取締役は、上記 又は の報告をしたことを理由として取締役又は従業員を不利に取扱ってはならない。  
監査役の職務の執行において生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、当社の取締役は、同条の請求に係る手続きを定める。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役社長は監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。  
内部監査担当は会計監査人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当に報告を求める。
- i. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方  
当社は、a. に基づく「企業行動規範」において反社会的勢力など一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役及び従業員の義務とする。  
当社の取引先についても確認を行うなど、当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

・リスク管理体制の整備の状況

事業活動全般に生じる様々なリスクに関しては、事前に関連部門においてリスク分析とその対策の検討を行い、必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで対応するほか、経営戦略上のリスクについては取締役会にて審議を行います。

また、個人情報の保護については最大限の注意を払っており、「個人情報保護規程」を定めて運用を徹底しております。

システム障害につきましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、ハッカーによる妨害やウィルス侵入を回避するために必要と思われる対策をとっております。

・提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、「子会社管理規程」に基づき経営情報を共有できる体制を構築し、経営状況のモニタリング行っております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、内部監査担当者が内部監査規程に則り年間計画に基づいて監査を実施しております。また、内部監査の実施に当たっては、監査役監査との連携も図りながら効果的な監査に努めております。監査結果については、定期的に社長に直接報告し、社長より改善指示のあった事項について、内部監査を通して社長に報告し、監査の実効性の強化、改善の迅速化に努めております。

監査役監査については、常勤の社外監査役1名、非常勤の社外監査役2名の体制で実施しており、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、当社グループの内部統制システムを通じて業務及び財産の状況を監査いたします。

内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて四半期ごとに情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

#### 会計監査の状況

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。なお、監査業務を執行した公認会計士は坂井知倫氏、伊藤俊哉氏の2名（第13期連結会計年度より坂井知倫氏、伊藤俊哉氏、木村純一氏の3名）であり、当社の監査業務に係る補助者は公認会計士5名、会計士試験合格者等3名であります。監査継続年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

#### 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役が1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役高木洋平氏は、弁護士として豊富な知識及び経験を有しており、その知識経験に基づき、業務執行に関する意思決定等を行っております。当社と社外取締役高木洋平氏の間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役小笠司朗氏は、金融機関及び上場企業での業務経験を有し、内部統制に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に関し適宜助言または提言を行っております。当社と社外監査役小笠司朗氏の間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役野村宜弘氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に関し適宜助言または提言を行っております。当社と社外監査役野村宜弘氏の間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役高梨良紀氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に関し適宜助言または提言を行っております。当社と社外監査役高梨良紀氏の間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

また、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、経験、当社との関係から個別に判断し、当社からの独立性を確保できるものを候補者として選任することとしております。

社外監査役は、常勤監査役から内部監査担当者及び会計監査人との連携状況についての報告を受け、必要に応じて内部監査担当者、会計監査人との相互連携を図るとともに、管理部との連携を密にして経営情報を入手しております。

社外取締役を含む取締役は、適宜監査役との会合を持ち、意思疎通を図っております。

#### 役員の報酬等

##### イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	12,200	12,200				4
監査役 (社外監査役を除く。)	290	290				1
社外役員	764	764				2

##### ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

当社では、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

##### ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

## 二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等については、会社全体の業績、業績に対する個人の貢献度、他社役員報酬データ等を踏まえて優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で決定しております。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

### 株式の保有状況

#### イ 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

銘柄数 1 銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 10,110千円

#### ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)アドベンチャー	1,000	10,110	当社事業の円滑な遂行

### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨、定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役1名、社外監査役3名と責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### 取締役及び監査役の責任免除

当社では、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

### 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とすることを定款で定めております。

### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

#### 中間配当

当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策について

当社代表取締役澤田秀太、当社取締役米山実香の持株比率は、二親等以内の親族の所有株式を合計すると過半数となることから、支配株主に該当いたします。当社は支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことは予定しておりませんが、支配株主との取引が生じる場合には、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主の権利を不当に害することの無いよう、その可否、条件等に付き十分な協議・交渉を行い、職務権限規程に基づき、取締役会において決議を行い、少数株主の保護に努めてまいります。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	3,000	300	7,900	
連結子会社				
計	3,000	300	7,900	

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

当社は、監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査報酬の内容は、株式上場を前提とした課題抽出のための予備調査に対する報酬であります。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

当社グループの監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額に対してその監査日数、業務の内容等について説明を受け、両者協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成27年8月1日から平成28年7月31日まで)及び当連結会計年度(平成28年8月1日から平成29年7月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成27年8月1日から平成28年7月31日まで)及び当事業年度(平成28年8月1日から平成29年7月31日まで)の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成29年11月1日から平成30年1月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年8月1日から平成30年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、複数の社外組織から都度配信される会計基準等に関する情報を適時に取得することにより、連結財務諸表等の適正性を確保しております。



## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年7月31日)	当連結会計年度 (平成29年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	386,319	660,492
有価証券		6,141
貯蔵品	26	39
旅行前払金	180,254	313,858
未収入金	42,770	80,402
繰延税金資産		1,274
その他	3,025	2,396
流動資産合計	612,397	1,064,605
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,445	1,445
工具、器具及び備品	669	1,072
建設仮勘定		3,971
減価償却累計額	698	2,045
有形固定資産合計	1,416	4,445
無形固定資産		
ソフトウェア	2,623	5,978
ソフトウェア仮勘定	3,551	8,903
無形固定資産合計	6,174	14,881
投資その他の資産		
投資有価証券	17,024	23,039
繰延税金資産	194	263
その他	20,368	25,116
投資その他の資産合計	37,587	48,419
固定資産合計	45,179	67,745
資産合計	657,576	1,132,351

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年7月31日)	当連結会計年度 (平成29年7月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金		12,961
1年内返済予定の長期借入金	37,126	92,225
未払金	16,151	5,120
未払費用	9,901	11,563
未払法人税等	230	21,617
旅行前受金	324,089	428,394
繰延税金負債	716	
その他	3,076	2,932
流動負債合計	391,292	574,814
固定負債		
長期借入金	121,269	279,977
固定負債合計	121,269	279,977
負債合計	512,561	854,791
純資産の部		
株主資本		
資本金	83,500	132,072
資本剰余金		48,572
利益剰余金	61,879	96,525
株主資本合計	145,379	277,169
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	364	389
その他の包括利益累計額合計	364	389
純資産合計	145,015	277,559
負債純資産合計	657,576	1,132,351

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間  
(平成30年1月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	914,841
有価証券	6,141
貯蔵品	8
旅行前払金	174,434
未収入金	70,466
繰延税金資産	1,274
その他	1,991
流動資産合計	1,169,157
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	7,189
工具、器具及び備品	1,287
減価償却累計額	1,066
有形固定資産合計	7,411
無形固定資産	
ソフトウェア	8,173
ソフトウェア仮勘定	10,630
無形固定資産合計	18,803
投資その他の資産	
投資有価証券	13,028
繰延税金資産	371
その他	25,048
投資その他の資産合計	38,447
固定資産合計	64,663
資産合計	1,233,821

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間  
(平成30年1月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,401
1年内返済予定の長期借入金	127,901
未払金	13,789
未払費用	12,135
未払法人税等	27,104
旅行前受金	323,108
賞与引当金	750
その他	1,456
流動負債合計	507,646
固定負債	
長期借入金	392,822
固定負債合計	392,822
負債合計	900,468
純資産の部	
株主資本	
資本金	132,072
資本剰余金	48,572
利益剰余金	152,563
株主資本合計	333,207
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	145
その他の包括利益累計額合計	145
純資産合計	333,352
負債純資産合計	1,233,821

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)
売上高	937,267	1,196,589
売上原価	790,198	1,004,423
売上総利益	147,069	192,165
販売費及び一般管理費	135,603	143,489
営業利益	11,465	48,676
営業外収益		
受取利息	445	228
受取配当金	61	336
投資有価証券売却益	84	610
為替差益		2,663
業務受託料収入	370	
その他	1,250	1,156
営業外収益合計	2,210	4,995
営業外費用		
支払利息	546	1,707
為替差損	7,452	
その他	18	134
営業外費用合計	8,017	1,842
経常利益	5,659	51,829
特別利益		
負ののれん発生益	1,844	
特別利益合計	1,844	
税金等調整前当期純利益	7,503	51,829
法人税、住民税及び事業税	370	19,609
法人税等調整額	2,145	2,425
法人税等合計	2,516	17,183
当期純利益	4,987	34,646
親会社株主に帰属する当期純利益	4,987	34,646

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)
当期純利益	4,987	34,646
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	430	754
その他の包括利益合計	430	754
包括利益	4,556	35,400
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,556	35,400
非支配株主に係る包括利益		

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)
売上高	801,384
売上原価	638,065
売上総利益	163,318
販売費及び一般管理費	86,855
営業利益	76,463
営業外収益	
受取利息	43
受取配当金	111
投資有価証券売却益	5,153
その他	1,156
営業外収益合計	6,465
営業外費用	
支払利息	1,266
為替差損	587
その他	8
営業外費用合計	1,861
経常利益	81,067
税金等調整前四半期純利益	81,067
法人税等	25,029
四半期純利益	56,038
親会社株主に帰属する四半期純利益	56,038

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)
四半期純利益	56,038
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	244
その他の包括利益合計	244
四半期包括利益	55,793
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	55,793
非支配株主に係る四半期包括利益	



## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	83,500	56,891	140,391	66	66	140,458
当期変動額						
新株の発行						
親会社株主に帰属する当期純利益		4,987	4,987			4,987
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				430	430	430
当期変動額合計		4,987	4,987	430	430	4,556
当期末残高	83,500	61,879	145,379	364	364	145,015

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	83,500		61,879	145,379	364	364	145,015
当期変動額							
新株の発行	48,572	48,572		97,144			97,144
親会社株主に帰属する当期純利益			34,646	34,646			34,646
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					754	754	754
当期変動額合計	48,572	48,572	34,646	131,790	754	754	132,544
当期末残高	132,072	48,572	96,525	277,169	389	389	277,559

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	7,503	51,829
負ののれん発生益	1,844	
減価償却費	1,238	2,214
投資有価証券売却損益（は益）	84	610
受取利息及び受取配当金	506	565
支払利息	546	1,707
為替差損益（は益）	7,452	2,663
旅行前受金の増減額（は減少）	110,398	104,304
旅行前払金の増減額（は増加）	30,966	133,604
未収入金の増減額（は増加）	5,063	37,631
その他	1,737	6,152
小計	86,937	8,865
利息及び配当金の受取額	506	565
利息の支払額	546	1,707
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	22,920	123
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,977	9,884
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	4,378	13,523
投資有価証券の取得による支出	3,866	11,599
投資有価証券の売却による収入	471	6,471
敷金及び保証金の差入による支出		4,764
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	3,722	
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,495	23,415

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	125,000	275,000
長期借入金の返済による支出	17,607	61,193
株式の発行による収入		97,144
財務活動によるキャッシュ・フロー	107,393	310,951
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,452	2,663
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	152,422	280,314
現金及び現金同等物の期首残高	233,897	386,319
現金及び現金同等物の期末残高	386,319	666,633

## 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間  
(自平成29年8月1日  
至平成30年1月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	81,067
減価償却費	1,486
投資有価証券売却損益（は益）	5,153
受取利息及び受取配当金	155
支払利息	1,266
為替差損益（は益）	590
旅行前受金の増減額（は減少）	105,286
旅行前払金の増減額（は増加）	139,424
未収入金の増減額（は増加）	10,830
その他	1,377
小計	122,692
利息及び配当金の受取額	155
利息の支払額	1,266
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	22,044
営業活動によるキャッシュ・フロー	99,537
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	8,375
投資有価証券の売却による収入	15,256
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,880
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	200,000
長期借入金の返済による支出	51,479
財務活動によるキャッシュ・フロー	148,521
現金及び現金同等物に係る換算差額	590
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	254,348
現金及び現金同等物の期首残高	666,633
現金及び現金同等物の四半期末残高	920,982

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ファイブスタークルーズ

株式会社ファイブスタークルーズは、平成28年3月24日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次の通りであります。

建物...50年、器具及び備品... 4～6年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

該当事項はありません。

(4) 重要な外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ファイブスタークルーズ

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次の通りであります。

建物...4年、器具及び備品...4～6年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

該当事項はありません。

(4) 重要な外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)または(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

該当事項はありません。



（会計上の見積りの変更）

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

当社が保有する建物については、従来、ニューバレービルからの事務所移転予定はなく、法人税法に合わせて耐用年数を50年として減価償却を行ってまいりましたが、当連結会計年度において、賃借物件の移転を決議したことに伴い、耐用年数を実際の入居時期から退去時期までの4年に見直し、将来に渡り変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,212千円減少しております。

（追加情報）

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 8 月 1 日 至 平成28年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 8 月 1 日 至 平成29年 7 月31日)
給料手当	31,367千円	42,317千円
広告宣伝費	49,357	30,508
役員報酬	12,858	13,254

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 8 月 1 日 至 平成28年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 8 月 1 日 至 平成29年 7 月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	577千円	1,730千円
組替調整額	84千円	610千円
税効果調整前	661千円	1,120千円
税効果額	230千円	366千円
その他有価証券評価差額金	430千円	754千円
その他の包括利益合計	430千円	754千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	8,100	-	-	8,100

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	8,100	800	-	8,900

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 800株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
現金及び預金	386,319千円	660,492千円
有価証券	- "	6,141 "
現金及び現金同等物	386,319千円	666,633千円

（金融商品関係）

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入れにより調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。投資有価証券は株式及び債券であり、市場の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は主に営業取引に係る資金調達によるものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的取引先の状況をモニタリングしております。回収遅延債権及び取引先の経営状況の悪化等による回収懸念債権については定期的に報告され、個々の取引先ごとにリスクの軽減を図る体制をとっております。

市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき経営企画部が資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	386,319	386,319	-
(2) 未収入金	42,770	42,770	-
(3) 投資有価証券	17,024	17,024	-
資産計	446,113	446,113	-
(1) 未払金	16,151	16,151	-
(2) 未払法人税等	230	230	-
(3) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	158,395	158,276	118
負債計	174,776	174,658	118

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。



負債

## (1)未払金、(2)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	386,319	-	-	-
未収入金	42,770	-	-	-
投資有価証券	1,533	14,714	776	-
合計	430,622	14,714	776	-

## (注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	37,126	31,949	30,204	29,350	16,122	13,644

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入れにより調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。有価証券はMRFであり、僅少なりiskしか負っておりません。投資有価証券は株式及び債券であり、市場の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は主に営業取引に係る資金調達によるものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的取引先の状況をモニタリングしております。回収遅延債権及び取引先の経営状況の悪化等による回収懸念債権については定期的に報告され、個々の取引先ごとにリスクの軽減を図る体制をとっております。

市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき経営企画部が資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	660,492	660,492	-
(2) 有価証券	6,141	6,141	-
(3) 未収入金	80,402	80,402	-
(4) 投資有価証券	23,039	23,039	-
資産計	770,074	770,074	-
(1) 買掛金	12,961	12,961	-
(2) 未払金	5,120	5,120	-
(3) 未払法人税等	21,617	21,617	-
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	372,202	370,365	1,836
負債計	411,900	410,064	1,836

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資 産

#### (1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

## (1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	660,492	-	-	-
有価証券	6,141	-	-	-
未収入金	80,402	-	-	-
投資有価証券	-	12,000	829	-
合計	747,035	12,000	829	-

## (注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	92,225	90,480	79,942	57,855	40,770	10,930

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成28年7月31日)

## 1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	13,217	13,072	145
小計	13,217	13,072	145
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	3,806	4,509	703
その他	-	-	-
小計	3,806	4,509	703
合計	17,024	17,582	558

## 2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	471	84	-
合計	471	84	-

当連結会計年度(平成29年7月31日)

## 1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	10,110	9,659	451
債券	12,929	12,818	111
小計	23,039	22,477	562
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	6,141	6,141	-
小計	6,141	6,141	-
合計	29,180	28,618	562

## 2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
債券	4,130	208	-
株式	2,341	401	-
合計	6,471	610	-

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	第1回新株予約権
決議年月日	平成27年 6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 18,000株
付与日	平成27年 7月 1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	平成27年 7月 1日～平成29年12月26日
権利行使期間	平成29年12月27日～平成35年6月26日

（注）平成30年 1月16日開催の取締役会決議により、平成30年 2月 8日を効力発生日として、普通株式 1株につき、60株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年 7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	18,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	18,000
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

（注）平成30年 1月16日開催の取締役会決議により、平成30年 2月 8日を効力発生日として、普通株式 1株につき、60株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

## 単価情報

第1回新株予約権	
決議年月日	平成27年6月26日
権利行使価格（円）	834
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

（注）平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日を効力発生日として、普通株式1株につき、60株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は、未公開株式であるため付与時におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額       | - 千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | - 千円 |

当連結会計年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

## 1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

会社名	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年6月26日	平成29年7月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 4名	当社取締役 2名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 18,000株	普通株式 12,900株
付与日	平成27年7月1日	平成29年7月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4 提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	平成27年7月1日～平成29年12月26日	平成29年7月25日～平成31年7月31日
権利行使期間	平成29年12月27日～平成35年6月26日	平成31年8月1日～平成36年7月31日

（注）平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日を効力発生日として、普通株式1株につき、60株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	18,000	-
付与	-	12,900
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	18,000	12,900
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

（注）平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日を効力発生日として、普通株式1株につき、60株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

## 単価情報

会社名	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年6月26日	平成29年7月14日
権利行使価格（円）	834	2,024
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

（注）平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日を効力発生日として、普通株式1株につき、60株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため付与時におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	21,420千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 千円



(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	3,261千円
その他有価証券評価差額金	194千円
繰延税金資産小計	3,455千円
評価性引当額	3,261千円
繰延税金資産合計	194千円
繰延税金負債	
未収事業税	716千円
繰延税金負債合計	716千円
繰延税金資産純額	522千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産 - 繰延税金資産	194千円
流動負債 - 繰延税金負債	716千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
負ののれん発生益	8.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.9%
住民税均等割等	2.4%
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	0.2%
その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.5%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年8月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の37.1%から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成28年8月1日以降のものについては35.4%に変更されております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,274千円
繰越欠損金	3,046千円
その他	435千円
繰延税金資産小計	4,755千円
評価性引当額	3,046千円
繰延税金資産合計	1,709千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	172千円
繰延税金負債合計	172千円
繰延税金資産純額	1,537千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	1,274千円
固定資産 - 繰延税金資産	263千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
住民税均等割等	0.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2%
留保金課税額	3.7%
法人税額の税額控除	2.6%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は当連結会計年度において増資を実施しており、平成28年 8月 1日以降に開始する連結会計年度から外形標準課税適用対象となっております。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成29年 8月 1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年 8月 1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度(自 平成27年 8 月 1 日 至 平成28年 7 月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年 8 月 1 日 至 平成29年 7 月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

当社グループの事業セグメントは、旅行業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

当社グループの事業セグメントは、旅行業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

当社グループは、旅行業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等  
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引  
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月 31日)
1株当たり純資産額	298.38 円	519.77円
1株当たり当期純利益金額	10.26円	70.70円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場のため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月 31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	4,987	34,646
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	4,987	34,646
普通株式の期中平均株式数(株)	486,000	490,020
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 普通株式 18,000株 これらの詳細については、第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 新株予約権 に記載の通りであります。	第1回新株予約権 普通株式 18,000株 第2回新株予約権 普通株式 12,900株 これらの詳細については、第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 新株予約権 に記載の通りであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成28年 7月 31日)	当連結会計年度 (平成29年 7月 31日)
純資産の部の合計額(千円)	145,015	277,559
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
(うち新株予約権)(千円)	( - )	( - )
(うち少数株主持分)(千円)	( - )	( - )
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	145,015	277,559
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	486,000	534,000



(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成27年 8 月 1 日至 平成28年 7 月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年 8 月 1 日至 平成29年 7 月31日)  
(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年 1 月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年 2 月 8 日付で株式分割を行っております。  
また、上記株式分割に伴い、平成30年 2 月 8 日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1 単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年 2 月 7 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1 株につき60株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,900株
今回の分割により増加する株式数	525,100株
株式分割後の発行済株式総数	534,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,136,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年 2 月 8 日

(4) 1 株当たり情報に及ぼす影響

1 株当たり情報に及ぼす影響は、(1 株当たり情報)に反映されております。

(5) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年 2 月 8 日以降の新株予約権の 1 株当たりの行使価格を以下の通り調整いたしました。

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第 1 回新株予約権	50,000円	834円
第 2 回新株予約権	121,430円	2,024円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

## 【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日)
給与手当	25,443千円
広告宣伝費	22,839
賞与引当金繰入額	750

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日)
現金及び預金勘定	914,841千円
預入期間が3か月を超える定期預金	6,141
現金及び現金同等物	920,982

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日)

## 1 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年8月1日 至 平成30年1月31日)

当社グループの事業セグメントは、旅行業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年8月1日 至平成30年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額	104.94円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	56,038
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	56,038
普通株式の期中平均株式数(株)	534,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 当社は、平成30年2月8日付で普通株式1株につき、普通株式60株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません

## (重要な後発事象)

## (株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年1月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年2月8日付で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成30年2月8日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

## 1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## 2. 株式分割の概要

## (1) 分割方法

平成30年2月7日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき60株の割合をもって分割しております。

## (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,900株
今回の分割により増加する株式数	525,100株
株式分割後の発行済株式総数	534,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,136,000株

## (3) 株式分割の効力発生日

平成30年2月8日

## (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

## (5) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年2月8日以降の新株予約権の1株当たりの行使価格を以下の通り調整いたしました。

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	50,000円	834円
第2回新株予約権	121,430円	2,024円

### 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【連結附属明細表】（平成29年7月31日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	37,126	92,225	0.61	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	121,269	279,977	0.61	平成30年10月31日～ 平成35年10月25日
合計	158,395	372,202		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	90,480	79,942	57,855	40,770

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年7月31日)	当事業年度 (平成29年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	382,541	653,146
有価証券		6,141
貯蔵品	26	39
旅行前払金	171,540	310,000
未収入金	43,170	81,602
繰延税金資産		1,274
その他	4,113	2,273
流動資産合計	601,393	1,054,477
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,445	1,445
工具、器具及び備品	669	1,072
建設仮勘定		3,971
減価償却累計額	698	2,045
有形固定資産合計	1,416	4,445
無形固定資産		
ソフトウェア	2,623	5,978
ソフトウェア仮勘定	3,551	8,903
無形固定資産合計	6,174	14,881
投資その他の資産		
投資有価証券	17,024	23,039
子会社株式	7,500	7,500
繰延税金資産	194	263
その他	17,368	22,116
投資その他の資産合計	42,087	52,919
固定資産合計	49,679	72,245
資産合計	651,072	1,126,723

	前事業年度 (平成28年7月31日)	当事業年度 (平成29年7月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金		12,961
1年内返済予定の長期借入金	37,126	92,225
未払金	16,022	4,666
未払費用	9,901	11,563
未払法人税等	95	21,437
仮受金	5,510	
旅行前受金	314,133	425,691
繰延税金負債	716	
その他	3,126	2,926
流動負債合計	386,632	571,471
固定負債		
長期借入金	121,269	279,977
固定負債合計	121,269	279,977
負債合計	507,901	851,448
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	83,500	132,072
資本剰余金		
資本準備金		48,572
資本剰余金合計		48,572
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	60,035	94,240
利益剰余金合計	60,035	94,240
株主資本合計	143,535	274,884
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	364	389
評価・換算差額等合計	364	389
純資産合計	143,170	275,274
負債純資産合計	651,072	1,126,723



## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 8 月 1 日 至 平成28年 7 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 8 月 1 日 至 平成29年 7 月31日)
売上高	937,267	1,179,718
売上原価	790,198	990,122
売上総利益	147,069	189,596
販売費及び一般管理費	2 135,603	2 142,631
営業利益	11,465	46,964
営業外収益		
受取利息	445	228
受取配当金	61	336
投資有価証券売却益	84	610
為替差益		2,643
業務受託料収入	370	1 1,111
その他	1,250	1,156
営業外収益合計	2,210	6,086
営業外費用		
支払利息	546	1,707
為替差損	7,452	
その他	18	134
営業外費用合計	8,017	1,842
経常利益	5,659	51,209
税引前当期純利益	5,659	51,209
法人税、住民税及び事業税	370	19,429
法人税等調整額	2,145	2,425
法人税等合計	2,516	17,003
当期純利益	3,143	34,205

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益剰 余金	利益剰余金合 計				
当期首残高	83,500	56,891	56,891	140,391	66	66	140,458
当期変動額							
新株の発行							
当期純利益		3,143	3,143	3,143			3,143
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）					430	430	430
当期変動額合計		3,143	3,143	3,143	430	430	2,712
当期末残高	83,500	60,035	60,035	143,535	364	364	143,170

当事業年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他利益剰 余金	利益剰余金合 計				
当期首残高	83,500		60,035	60,035	143,535	364	364	143,170
当期変動額								
新株の発行	48,572	48,572			97,144			97,144
当期純利益			34,205	34,205	34,205			34,205
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						754	754	754
当期変動額合計	48,572	48,572	34,205	34,205	131,349	754	754	132,103
当期末残高	132,072	48,572	94,240	94,240	274,884	389	389	275,274

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 貯蔵品の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次の通りであります。

建物...50年、工具、器具及び備品... 4～6年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

該当事項はありません。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 貯蔵品の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、耐用年数は次の通りであります。

建物... 4年、工具、器具及び備品... 4～6年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

該当事項はありません。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

当社が保有する建物については、従来、従来、ニューバレービルからの事務所移転予定はなく、法人税法に合わせて耐用年数を50年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において、賃借物件の移転を決議したことに伴い、耐用年数を実際の入居時期から退去時期までの4年に見直し、将来に渡り変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ1,212千円減少しております。

（追加情報）

前事業年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3月28日）を当事業年度から適用しております。

(損益計算書関係)

- 1 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
業務受託料収入	-千円	1,111千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
給料手当	31,367千円	42,317千円
広告宣伝費	49,357	30,301
役員報酬	12,858	13,254
おおよその割合		
販売費	41%	25%
一般管理費	59%	75%

（有価証券関係）

前事業年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

子会社株式（貸借対照表計上額7,500千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

子会社株式（貸借対照表計上額7,500千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。



（税効果会計関係）

前事業年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	194千円
繰延税金資産合計	194千円
繰延税金負債	
未収事業税	716千円
繰延税金負債合計	716 "
繰延税金資産純額	522千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.9%
住民税均等割等	3.2%
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	0.2%
その他	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年8月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の37.1%から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成28年8月1日以降のものについては35.4%に変更されております。

なお、この改正による影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,274千円
その他	435 "
繰延税金資産合計	<u>1,709千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	172千円
繰延税金負債合計	<u>172千円</u>
繰延税金資産純額	<u>1,537千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
住民税均等割等	0.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2%
留保金課税額	3.7%
法人税額の税額控除	2.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.2%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は当事業年度において増資を実施しており、平成28年 8月 1日以降に開始する事業年度から外形標準課税適用対象となっております。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成29年 8月 1日に開始する当事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年 8月 1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%へそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)  
(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年 1月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年 2月 8日付で株式分割を行っております。  
また、上記株式分割に伴い、平成30年 2月 8日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年 2月 7日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき60株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,900株
今回の分割により増加する株式数	525,100株
株式分割後の発行済株式総数	534,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,136,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年 2月 8日

(4) 前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり情報

	前事業年度 (自 平成27年 8月 1日 至 平成28年 7月31日)	当事業年度 (自 平成28年 8月 1日 至 平成29年 7月31日)
1株当たり純資産額	294.59円	515.50円
1株当たり当期純利益金額	6.47円	69.80円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益額	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(5) 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年 2月 8日以降の新株予約権の1株当たりの行使価格を以下の通り調整いたしました。

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	50,000円	834円
第2回新株予約権	121,430円	2,024円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。



【附属明細表】(平成29年7月31日現在)

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)アドベンチャー	1,000	10,110
計			1,000	10,110

【債券】

銘柄			券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価 証券	その他 有価証券	ソフトバンクグループ(株) 第47回社債	12,000	12,100
		モルガンスタンレー(株) インドルピー建10年債	1,000千INR	829
計			-	12,929

## 【その他】

銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他 有価証券	野村MRF	-	6,141
計			-	6,141

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,445	-	-	1,445	1,272	1,241	172
工具、器具及び備品	669	402	-	1,072	772	104	300
建設仮勘定	-	3,971	-	3,971	-	-	3,971
有形固定資産計	2,115	4,374	-	6,490	2,045	1,346	4,445
無形固定資産							
ソフトウェア	2,623	4,222	-	6,846	867	867	5,978
ソフトウェア仮勘定	3,551	9,912	4,560	8,903	-	-	8,903
無形固定資産計	6,174	14,134	4,560	15,749	867	867	14,881

(注) 1. 器具及び備品の増加は、PC等の購入によるものです。

2. ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の増加は、HPリニューアル、スマートフォンサイト等の開発によるものです。

3. 建設仮勘定の増加は、新オフィスの内装工事に係る固定資産の取得によるものです。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。



## (2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年7月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注1)	
取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
取次所	
買取手数料	無料(注2)
公告掲載方法	当社の公告方式は電子公告としております。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定により請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していませんので、該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行年月日	平成29年7月14日	平成29年7月25日
種類	普通株式	第2回新株予約権の付与（ストック・オプション）
発行数（株）	800	215
発行価格（円）	121,430 （注4）	121,430 （注4）
資本組入額（円）	60,715	60,715
発行価額の総額（円）	97,144,000	26,107,450
資本組入額の総額（円）	48,572,000	13,053,725
発行方法	有償第三者割当	平成29年7月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	注2	注3

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年7月31日であります。
- 2．同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
  - 3．同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  - 4．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき121,430円
行使期間	平成31年8月1日から 平成36年7月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載 の通りであります。
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するときは、当 社の承認を要する。

6. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」で記載しております。
7. 新株予約権 については、退職により付与対象者1名5株分の権利が喪失しております。



## 2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
M I C イノベーション4号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 モバイル・インターネッ トキャピタル株式会社 代表取締役社長 山中 卓	東京都港区赤坂一丁目 11番28号	投資事業組合	650	78,929,500 (121,430)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)
宮前幸央	Oxley Walk, Singapore	個人投資家	150	18,214,500 (121,430)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)

(注) 1. M I C イノベーション4号投資事業有限責任組合は、当該第三者割当により特別利害関係者（大株主上位10名）となりました。

2. 宮前幸央氏は当該第三者割当により特別利害関係者（大株主上位10名）となりました。

3. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小川 隆生	東京都江東区	会社役員	155	18,821,650 (121,430)	当社の取締役
野本 洋平	神奈川県横浜市神奈川 区	会社役員	15	1,821,450 (121,430)	当社の取締役
原 あすか	東京都葛飾区	会社員	10	1,214,300 (121,430)	当社の従業員
田邊 浩司	埼玉県蕨市	会社員	10	1,214,300 (121,430)	当社の従業員
田淵 竜太	東京都武蔵野市	会社員	10	1,214,300 (121,430)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者を除く）2名、割当株式の総数10株に関する記載は省略しております。

3. 平成30年1月16日開催の取締役会決議により、平成30年2月8日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
澤田 秀太(注)1、2	東京都渋谷区	229,200 (1,200)	40.62 (0.21)
米山 実香(注)1、3	茨城県水戸市	84,900 (900)	15.05 (0.16)
有限会社秀インター(注)1、4	東京都渋谷区松濤一丁目7番26号	84,000	14.89
M I C イノベーション4号投資事業有限責任組合(注)1	東京都港区赤坂一丁目11番28号	39,000	6.91
S M B C ベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合(注)1	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	30,000	5.32
みずほ成長支援投資事業有限責任組合(注)1	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	30,000	5.32
諸藤 周平(注)1	Ardmore Park, Singapore	30,000	5.32
小川 隆生(注)3	東京都江東区	16,500 (16,500)	2.92 (2.92)
宮前 幸央(注)1	Oxley Walk, Singapore	9,000	1.59
野本 洋平(注)3	神奈川県横浜市神奈川区	4,500 (4,500)	0.80 (0.80)
原 あすか(注)5	東京都葛飾区	3,000 (3,000)	0.53 (0.53)
田邊 浩司(注)5	埼玉県蕨市	1,800 (1,800)	0.32 (0.32)
田淵 竜太(注)5	東京都武蔵野市	1,800 (1,800)	0.32 (0.32)
所有株式数300株の株主2名		600 (600)	0.11 (0.11)
計		564,300 (30,300)	100.00 (5.37)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)  
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)  
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)  
4. 特別利害関係者等(当社役員の子親等内の血族により議決権の過半数を所有されている会社)  
5. 当社の従業員  
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
7. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月12日

株式会社ベストワンドットコム  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベストワンドットコムの平成28年8月1日から平成29年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベストワンドットコム及び連結子会社の平成29年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月12日

株式会社ベストワンドットコム  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベストワンドットコムの平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベストワンドットコムの平成29年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月12日

株式会社ベストワンドットコム  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベストワンドットコムの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベストワンドットコム及び連結子会社の平成28年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月12日

株式会社ベストワンドットコム  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベストワンドットコムの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベストワンドットコムの平成28年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年3月12日

株式会社ベストワンドットコム  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂	井	知	倫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	俊	哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木	村	純	一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベストワンドットコムの平成29年8月1日から平成30年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年11月1日から平成30年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年8月1日から平成30年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベストワンドットコム及び連結子会社の平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。